

議事日程（第3号）

平成22年3月9日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	佐久間恒司君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	菅野浩市郎君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	神野幸一君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、6番議員 齋藤博美君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

本日の通告順に質問に入ります前に、昨日、10番議員 黒沢敏雄君の質問に対して、産業課長から発言が求められておりますので、これを許します。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） おはようございます。昨日の10番 黒沢敏雄議員の一般質問におきまして質問をいただいておりますが、答弁ができませんでした。その件につきまして答弁を申し上げたいと思います。質問の内容は、戸別所得補償モデル対策事業を実施するに当たり、事業後の作付け要件として事業後2年、3年と続けて作付けをしなくてはならないような要件があるかというようなご質問でしたが、答弁を申し上げたいと思います。事業を取り組んだ後の作付け要件はございません。単年度の事業となります。以上で答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、通告順に質問を許します。

8番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） おはようございます。8番 菅野意美子です。

女性がはつらつとした健康な日々を送ることができれば、世の中はもっと元気で明るくなるに違いない。日本は世界に類例のない超高齢社会を迎え、医療、年金、介護など様々な難題を抱えている。それを解決する前提として、女性の健康を守ることが重要なことは言うまでもなく、女性の健康週間3月1日から3月8日になっています。また、3月8日は、国際女性の日100年目に当たるという記念の日となっております。本町の22年度予算に、女性の健康を守るための予算が計上されてました。昨年10月に厚生労働省が子宮頸がんの予防ワクチンを承認し、12月に発売がスタートいたしました。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発生し、毎年約3,500人が亡くなっています。この予防ワクチンは、10代女子中学1年生から3回摂取することにより100%の予防できることです。1人5万円と高額ですが、この接種費用を県内いち早く取組み、1人に70%の助成1万5,000円をしてくれたことです。古川町長に心より敬意を表します。

通告した１点、細部２点について質問をいたします。

女性特有の乳がん、子宮頸がんについて、昨年度の無料クーポン券の受診の良かった点、悪かった点の影響について伺います。

２点目、２０１０年度も乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポンが実施して、５年間の継続してはどうか。今後は恒久化する考えはないのか、この点お伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日も一般質問よろしくお願ひいたします。８番 菅野意美子議員の質問に答弁いたします。

女性特有の乳がん、子宮頸がんについてであります。①の昨年度の無料クーポン券の影響はどうかのご質問でございますが、この無料クーポン券による女性特有の乳がん、子宮頸がんの各検診事業を実施いたしましたのは本年度でございます。昨年度は、無料クーポン券事業は実施しておりません。本年度の事業ということで、まず、乳がん検診について申し上げます。乳がん検診は、これまで同様に当該年度で４０歳以上の偶数年齢の方２，７６９人を対象に、集団検診として昨年９月１日から本年１月１４日までの間に、延べ８日間にわたり実施をいたしました。この検診に併せて、本年度は４０歳から６０歳までで、５歳ごとの年齢区分に該当する方５１７人を対象に、新たに無料クーポン券による乳がん検診を実施いたしました。受診の状況ですが、無料クーポン券による事業を実施しなかった昨年度の受診者数は３４０人、実施した本年度の受診者数は５１８人で、１７８人の増となりました。本年度無料クーポン券で受診された方は１６１人となっており、無料クーポン券による受診者数が、受診者総数を引き上げることに効果があつたものと考えられるところであります。

次に、子宮頸がん検診について申し上げます。町保健センターを会場に実施いたしました本年度の子宮頸がん検診の集団検診は、昨年９月２９日と１０月６日の２日間にわたり実施をいたしました。また、医療機関で行う施設検診は、町内と福島市の医療機関において、昨年９月から本年２月２７日まで実施をいたしましたところであります。検診はこれまで同様に、当該年度で２０歳以上の偶数年齢となる３，６０７人の方を対象に実施し、この検診に併せて２０歳から４０歳までの５歳ごとの年齢区分に該当する方３７３人を対象に、無料クーポン券による子宮頸がん検診を実施したところでございます。受診者数でございますが、昨年度は集団検診と施設検診を併せて３８７名の受診結果でございましたので、本年度は施設検診の最終確認がこれからとはなりますが、本年２月中旬現在で４７６人となっており、うち無料クーポン券で受診された方が５３人で、前年度より受診者総数は８９人の増加となっております。子宮頸がん検診につきましても乳がん検診同様に、無料クーポン券による受診者数が受診者総数を引き上げることに効果があつたものと考えられます。このような結果から、どちらの検診につきましても、無料クーポン券の影響は、あつたものと考えております。

次に、(2)の2010年度も乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポンを継続実施して、5年間は継続してはどうかについてのご質問でございますが、この事業は、女性特有のがん検診における受診の促進、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を目的に、平成21年度における国の経済危機対策の一環として、全額補助で実施されたものでございまして、当初は単年度の予定でございました。しかし、国の平成22年度がん対策予算（案）によりますと、補助率2分の1で来年度の予算に計上されております。また、厚生労働省がん対策室からの情報によりますと、平成21年度に無料クーポン券の対象とならなかった年齢の方に配慮するため、平成22年度の国の予算において、今回、事業の対象とならなかった年齢の方に対し、検診の機会を平等に設けるためにも継続して実施する必要があるため、予算を計上したとのごことでございます。国の予算措置では、本年度の全額補助から来年度は補助率2分の1へと引き下げとはなりますが、平成23年度以降につきましても、国からの一定の補助が続くものと見込まれます。これらのことから、町では国からの補助は引き下げとはなりますが、この無料クーポン券による検診を5歳ごとの年齢区分で実施をし、検診の機会が一巡し、公平、公正、そして、平等となる5年間は、継続して実施してまいりたいと考えております。このため、来年度も検診無料クーポン券を継続して実施することで、平成22年度当初予算の中に検診費用を計上しておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 再質問させていただきます。

今、町長の方から前向きな5年間は乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポン券を実施するという回答をいただきました。昨年度の国の100%事業でこの無料クーポン券が実施されたんですけど、それに対しての今、人数をお聞きしたんですけど、川俣町としては検診率は40何パーセントと聞いてはいたんですけど、今回、人数も178人増加したということで、パーセントにするとどのくらいになるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

無料クーポン券による受診率についてのお尋ねですけども、まず、乳がん検診について申し上げます。乳がん検診につきましては、町長の答弁にありましており、今年度は40歳から60歳まで5歳ごとの年齢区分に該当する方517人を対象に実施しまして、無料クーポン券で受診された方は161人となっております、受診率は31%ほどとなっております。

次に、子宮頸がん検診について申し上げますと、今年度20歳から40歳までの5歳ごとの年齢区分に該当する方373人の方を対象に無料クーポン券による子宮がん検診を実施しまして、受診された方が53人となっております、受診率は14%ほどとなっております。以上答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 無料クーポン券ですので、女性にとってはこの子宮頸がん検診はなかなか私たちも若いときは本当にやりたくなかったんですけど、だからいくら無料といってもなかなか100%無料券いただいた方が受けるという、方向にいくのには、やはりまだ時間がかかるのかなという今思いました。373人中53人、あとは517人中161人という31%ということで、この国としても乳がん、子宮頸がんのパーセントは50%を目標にしているところでございますので、川俣としてもやはりこの健康を守るために、せっかくこういう事業を実施となっておりますので、それに対してやっぱり若い人たちが受診するように、そういう努力とか啓発に対して、町としてはどういう啓発をなされたのか、その点お伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今回の女性特有のがん検診につきましては、特定の年齢に達した女性が対象ということで、該当される方にはがん検診の無料クーポン券と併せまして検診手帳及び受診の申込書等を該当される対象となった方本人に直接郵送をして、なおかつ検診の日程等につきましても同封をしまして、本人に通知をしてお知らせをしております。なお、町の広報紙でも日程等を記載をしましてお知らせをして、啓発に努めたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） それで、今回、この申込み出して6か月しか期間がなかったんですけど、でも、これ人数本当にせっかくの無料券でありながら、人数的には本当に少なかったんじゃないかと思います。そういう点なんとか努力して、やっぱりこの100%、せっかくの無料券を全員の方に該当になった5年ごとの対象なんですけど、せっかくいただいた方は100%検診をできるような対策も、やはり町として考えるべきじゃないかなと私は思います。そういう点で、やはり自治体では成人式なんかに担当職員が早期発見、早期治療ということで、乳がん、子宮頸がん検診のこの受診の呼びかける取組みをそういうなされているところもあると聞きましたので、町としてもやっぱり大事な若い人たちの健康ですので、そういう取組みも大事じゃないかなと思いますけど、そういう点は取組みはどうでしょうか。そういう取組みをなされてはどうかという点でございます。その点お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ご指摘のとおり、乳がんの検診に比較しますと子宮頸がんの受診者数は少なく、受診率も低下しております。検診の対象年齢が20歳から24歳までということで、乳がん検診の40歳から60歳までの方と比べますと、まだ年齢が若いから大丈夫ではないかといった考え方の方や、女性特有のがん検診ということで検診自体を嫌う方も中にはおられるのではないかとということで、今、ご質問にあったような取組

みを今後、無料の受診ですので、継続して啓発に努めてまいりたいと思います。また、妊婦の方につきましては、町で妊婦検診無料で実施しておりますけども、この妊婦の検診の中で子宮がん検診も実施しておりますので、妊婦検診の中で受診されるケースもあって、この率に反映しないのではないかなという考えもあります。該当者が減っている一因と考えられますので、そういったことも加味しながら、なお継続して啓発には努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） やはり無料だからといってその通知も出した。でも、やっぱりその中でやはり期限も切られていましたので、一声かけるような、そういう丁寧な対応がやはりこの検診の向上に結びついていくのかなと私は思います。それで、これはやはり今回、この無料クーポン券で31歳の女性の方が子宮頸がんが見つかったということで、早期に見つかるとう本当に1週間ぐらいで手術も終わって仕事できるというか、本当に早期発見が一番の健康に大事なことですけど、だからやはり丁寧な対応が大事じゃないかなと私思います。そういう点で受けなかった方には、なるべくなら電話でもしたりとか、やっぱりそういう細かい配慮が大切じゃないかなと思いますけど、そういうことは当局として考えてはいないのでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ご指摘のとおりでございますので、今後、受診率向上のために丁寧な対応、啓発に努めてまいる考えでありますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 若い女性にやはり増え続けている乳がん、子宮がん、その対策が全国各地で今大きく前進しております。女性特有のがん検診無料クーポン券、この受診を受けて女性の健康を守る社会になるように、前向きな町の対応を更に進めていただきたいと思います。それにご期待して、今回の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、7番議員 昆久美子君の登壇を求めます。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。私は、通告いたしました大きく2点についてお伺いいたします。

まず、1点目、平成21年度の緊急経済対策事業についてお伺いいたします。昨年度に引き続き実施された国の緊急経済対策は、現在のところ地域経済の下支えをしていると言われております。あくまでも対処療法のばらまきであり、真水の効果は薄いものの、この間、民間のふんばりで何とか経済浮揚のきっかけになってほしいと祈っております。当局におきましても、国の対策に迅速に対応し、交付限度額を確保し、これまで順調に事業を展開してきたことを評価したいと思います。一方、

緊急対応であったために、その事業内容や手法に問題がなかったかどうか。また、現場でもっとできることはなかったか、顧みる必要もあるかと思います。現在、進行中の事業を含めて、最終的により良い成果を得るために以下３点についてお伺いいたします。

１点目、臨時交付金事業の中身と成果の中間所見をお伺いいたします。２点目、プレミアム付き商品券発行事業は、緊急経済対策の一環であり、補助金だけでなく、最終的には商工会、スタンプ会の負担分も町が持つべきではないでしょうか。３点目、自治体への交付金とは別に国が用意した農林、商工関係の補助メニューは、町民にどのくらい利用されているのかお伺いいたします。

２点目に、町が交付する補助金に対する当局のお考えをお伺いいたします。民主政権は、前政権で停滞していた地方分権改革を強力に推し進めるという趣旨をもって地方主権改革に着手いたしました。いわゆる原口プランの中に国庫補助金の廃止と一括交付金制度の導入が示されています。悪名高い国の紐付き補助金を廃止して、住民に身近な自治体に直接配分する。計画では平成２３年度から段階的に施行する予定となっております。つまり、これからは補助金の窓口が、その事業の選択を含めて町に下りてくることになります。町が目指す小さくとも輝くまちづくり、また、町民との協働のまちづくりの手段として補助金の活用がより重要になってまいります。補助金の本質やその目的は、改めて当局に問うまでもないのですが、補助金や補助事業は、往々にして行政側、町民側の誤解、偏見がつきまとう危うさがございます。公平性、公明性を担保にして、事業への理解を得るためには、関係者の共通認識が繰り返し求められるところです。来るべき改革に向けて町当局、議会、職員が補助金の本質と目的を再確認しておく必要があるかと思います。以下お伺いいたします。

一つ、老人クラブ、自治会等の任意団体への補助金をどう考えているか。

２点目、公募、提案型のまちづくり等の補助金について。

３点目、国、県、町の政策実現のために、民間人に事業を実施してもらうための補助金について、以上よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） ７番 昆久美子議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第１点目、平成２１年度の緊急経済対策事業についての（１）、臨時交付金事業の中身と成果の中間所見についてのご質問でございますが、平成２１年度、国の補正予算に伴います経済対策等の交付金につきましては、大別して三つございました。一つは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございますが、これは地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業に対し、国が臨時交付金を交付するというものでございます。本町には１億９,７３５万６,０００円の交付限度額が示されまして、学校情報通信技術、環境整備事業、そして、中央公民館の空調設備の改修工事、更に旧福沢小学校改修工事など１５の事業に取り組むこ

といたしました。

二つ目に、地域活性化・公共投資臨時交付金でございますが、これは公共事業及び施設費の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑にすることを目的に国が交付金を交付するというものでございまして、本町におきましては3億3,130万1,000円の交付限度が示されました。ブロードバンド整備事業や安全、安心な学校づくり交付金事業など、四つの事業を行うことにいたしました次第であります。

三つ目の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金でございますが、これは、明日の安心と成長のための緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業を行うことを目的に国が交付金を交付するというものでございまして、本町におきましては、第一次交付限度額8,937万9,000円に、第二次交付限度額1,548万9,000円が追加され、合計で1億486万8,000円の交付限度額が示されたところでございます。主な事業といたしましては、地上デジタル放送中継局整備事業、小学校、中学校等のトイレ改修工事、町道改良、維持補修工事など14の事業を行う予定でございます。

以上が臨時交付金と取り組みます事業の内容でございますが、これらの事業につきましては、緊急の経済、雇用対策という側面はありますが、町といたしましては、将来に向けた計画、課題、あるいは構想として持っているものについて、それらを充当し、この事業の円滑化を図り、町民福祉の向上につなげる事業にしていくための補正予算を組んで対応をしてきたところでございます。

次に、(2)のプレミアム付き商品券発行事業は、緊急経済対策の一環であり、補助金だけでなく、最終的には商工会、スタンプ会の負担分を町が持つべきではないかについてのご質問でございますが。川俣シルクスタンプ会では、昨年、国が取り組んだ定額給付金の給付時、夏の大売出し、年末大売出しと、三度にわたりましてプレミアム付商品券の販売を実施しております。町では、商工会とシルクスタンプ会からの要請に応え、川俣町商工業振興事業補助金交付要綱に基づきまして、商品券販売金額の10%をプレミアム分としてそれぞれに補助をまいりました。この取り組みは、景気の低迷による地域住民の厳しい状況への支援という目的とともに、町内の商店街の活性化を目的としたものでございます。町では、緊急経済対策として、雇用相談窓口の開設、中小企業、経営合理化資金の預託金増額や利子の補給、マル経融資の利子の補給、緊急雇用創出基金事業の活用など、町民の皆様や商工業者の皆様に対しまして様々な支援を実施しているところでございます。プレミアム付商品券への補助も、これらの事業の一つと位置付けております。現在の厳しい景気状況下におきまして、国や県でも緊急経済対策を打ち出し、本町でも種々努力しているところでございますが、行政ができることについてもそれぞれ限界があり、商工業者の皆様方にもご努力をいただきたいと願うものでございます。シルクスタンプ会の商品券は、会員が自らのご商売の繁盛を目的として発行されるものでございますので、シルクスタンプ会としても、会員相互に十分ご検討いただくと

ともに、一定の自助努力も含めて考えていくものと理解をいたしております。現時点におきましては、商工会、スタンプ会の負担分の補助等につきましては、現状では新たなものについては考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、(3)の自治体への交付金とは別に国が用意した農林、商工関係の補助メニューは、町民がどの位利用されているのかについてのご質問でございますが、農林関係で申し上げますと、担い手経営展開支援リース事業として1件。これは、認定農業者や集落営農組織等が導入する農業用機械等のリース料の一部を助成するものでございます。農業機械等緊急リース支援事業として3件、これは生産性や品質品質向上に必要な機械や周年生産、周年雇用に必要な園芸施設等について、農業者の初期投資負担を大幅に軽減するリース方式を支援する施策として、生産性や品質向上に必要な最新農業機械をリース方式により導入する場合の経費の一部助成するものでございます。農の緊急雇用対策事業としましては、2件でございます。これは、意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等における農業技術、経営ノウハウを習得するための実践的な研修の実施規模を拡充するとともに、新規就農者の定着促進に向けた支援を行うものでございます。

次に、商工関係につきましては、まず、雇用対策として、各企業の方々が活用されている雇用調整助成金。これは、雇用を調整されている企業への支援でございますが、川俣町の企業数は公表されていませんが、県内企業数は1,175社となっております。金融対策としては、中小企業の資金繰り支援として、信用保証協会による緊急保証枠の規模拡大、要件の緩和等によりまして、町の緊急保証制度等に係る特定中小企業者の認定が121件、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の拡大、要件の緩和等によりまして日本政策金融公庫、小規模事業者経営改善資金の融資件数が50件となっております。また、利用件数の把握は難しいことではありますが、環境対応車への買い換えによる補助金の利用、グリーン家電、テレビ、エアコン、冷蔵庫の普及加速、エコポイントの活用としてこの制度を利用されているものと考えております。

次に、第2点目の町が交付する補助金に対する当局の考え方の(1)、老人クラブ、自治会等、任意団体の補助金についてのご質問でございますが、任意団体への補助金はそれぞれの団体の目的に応じて、公益的、公共的な活動を支援するため、町が交付し活用していただくものでございます。町が補助金により、それぞれの団体の活動を支援するということは、また、それぞれの団体の活動を通して当町のまちづくりに参画、参加をしていただくことであり、団体や地域コミュニケーションの増進、町民の皆様との協働のまちづくりを進める一つ的手段と考えております。

次に、(2)の公募、提案型のまちづくり等補助金についてのご質問でございますが、公募提案型のまちづくり等への補助金は、行政主導のまちづくりから行政と町民の皆様が協働により地域の課題を解決し、まちづくりを進める一環といたしまして交付し活用していただくものでございます。町といたしましては、町民の皆様が自主的、自発的に行うまちづくり事業に対しまして、事業費の一部を補助すること

により、結の精神や共にきずなを深め、協働のまちづくりの担い手も育成されるなど、住みよい地域づくりがきめ細かく豊かに展開されることを大きく期待しているところでございます。

次に、(3)の国、県、町の政策を民間にやってもらうための補助金についてのご質問でございますが、地方分権から地方主権への流れの中で、多様化、複雑化する地域の課題に対応するためには、これまでのように公共サービスのすべてを行政が担っていくには限界がございます。行政が担えない部分、あるいは民間のノウハウを生かしたより住民サービスの向上が期待される部門など、これからはNPO法人、民間企業など、地域における様々な組織がそれぞれの立場で公共を担っていただく必要があると考えております。そのためには、これらの組織が担う行政ではなかなか対応が難しくなってしまった領域やきめ細かなサービスの活動に対し、今後、補助金のあり方も含めて検討してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 今回の臨時交付金の事業につきましては、総額で約13億ぐらい、思いがけないボーナス予算で、町がこれからやっていこうとしていた計画なども前倒ししながら着実に実施してこれた。それにあたりまして、公共事業などはまんべんなく町内の業者に振り分けて発注しております。また、物品購入なども、なるべく町内の業者に振り分けて納品いただいている。そういったところは私も大変評価しておるところなんです。今後、更にこの地域へのシャワー効果を期待する意味でも、これから行われる公共事業などでも、その建設資材などもなるべく地元から購入していただく、そのような指導も是非やっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 答弁申し上げます。

今、議員のご質問にあったように、町の方でも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） それから2点目、プレミアム付き商品券発行の件につきましてでございますが、大変ちょっと質問しづらいというのが私としては不本意なんです。私はあくまでも議員の立場から、この事業評価というか、考えていることを申し上げます。確かに商工会からの申請に応える形でということなんです。これだけの大きな事業になりますと、実際のところ言まして、申請書とか要望書というのはこれは手続上のことで、その事前に当局とそれから商工会側と十分な話し合いがなされたのでと思います。そのうえでそのような要望の内容になっていると私は理解しております。それで、客観的に見てどうかということなんです。今回のプレミアム付き商品券発行事業は、確かに町内の商店の商売の繁栄のためという部分もありますけれども、まず、消費者の生活支援であると思います。例えば今

やっている１５％のプレミアですと１人４万円で６，０００円お得です。消費者上手に無駄遣いしないで使えば、これは本当に大きな生活支援になると私も思います。さらに、総額で今回１億３，０００万円近く商品券が発行される予定ですが、これはまんべんなく地元で消費されますので、地域の商店の売上増につながっていくものと思われまふ。そういう意味でも、地域経済活性化に寄与するものだろうと。しかも多くの町民に喜ばれている事業であると私も認識しております。ただですね、この場合、スタンプ会、商工会は、この町の施策に膨大な商品券発行、回収作業、そういったところで協力している。だけれども、商工会はスタンプ会もそうですが、収益団体ではありません。町が毎年補助金を出している、いわば準公共的な役割を担っているこの窓口なわけですが、今回、彼らにこの補助金をすることで、多額の事業負担がかかるんですね。これは主催者から申し出があったということなんですが、それは別にして、私の今回の緊急対策から考えれば、町としてはこれを彼らに負担させていいものかと、その費用対効果を考えたときにどうなのかと私は思うわけなんですが、町長、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

商品券が今、卒業、入学シーズンを控えての時期でありますから、私は町内の商店にとっても大変大きなインパクトを与えている事業だと思っております。それは評価していただいたところでございますけれども、まず、商工会、スタンプ会さんの経営状況の話だと思っておりますが、それらについては商工会もスタンプ会もいろいろと苦勞工夫を重ねながら、このスタンプ会の経営について、そしてまたこれをより良くするための方策については検討を重ね、この度も組織替えといいますか替えてですね有効にスタンプ券を利用できるように、利用しないものに多額の税額がかかったりですね、それこそ私は問題だと思っております。今回、それを解消するということでありましたから、町といたしましても私は応分にプラスの援助は支援したと思っておりますのでありますが、そんなことで積極的に町としても、この商店街の振興のために支援をしてきていると、そんな思いであります。ご質問にありますその趣旨についても私も窮状といいますか、現状を理解している一人なんですけれども、しかし、商工会、あるいはスタンプ会としましては、もっともっと主体的に商店の活性化のためにというのは考えていくべきだと思っております。それを町の方でも聞いております。ですから、お互いに話をした中で、このような事業に取り組んだ経緯がありますので、その点は十分にご理解をいただきたいと思っております。これは他の方の話でもありますけれども、よその方の市町村もそれぞれ商工会なりスタンプ会なりが、本当に大変厳しい商業状況を打破するためにも、また、地元の消費者にも還元しようということで、いろんな工夫を独自にやっておられる例があるわけですね。行政がそれと一緒にやっていくという例は、これは否定するものではないので、私はこの度このような予算措置をしたわけですが、いろいろと県内外の状況なども見ながら、私も川俣町の商店街がよそに負

けないような商店街になっていきたいという思いは持っておりますので、そういったことを共有しながら取り組んでいく事業であります。質問については、いろいろと考えることも我々も分からないわけではありますけれども、いろんなよその方の事業も含めて、今回の緊急経済対策等も含めていろいろ各種事業に取り組んでいるわけですが、その中の一つとしても私は大きな位置づけの下に、インパクトのある事業として取り組んだというような思いも持っておりますので、十分ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 今回の国の緊急対策は、本当に町がこれまでやりたくとも財政的な大変だった部分まで、本当に思いがけなく自己負担がほとんどない、補助事業であっても、その補助裏を100%、自主事業はもう100%、要するにもう町負担なくしてできるというような、そのような交付金なわけです。同じ目的でこの緊急対策、経済活性化のために国が町に示してくれたこの手厚い条件、それを町が商工会、スタンプ会に同じ条件でやるべきではないかと、私はそこところは私は確信を持って、これはもしかしたら私も予算賛成してまいりましたが、手法としては事業委託でやるべきだったのではないのかなというふうに今思っているんです。この費用対効果、だれが受益者なのかということを考えたときに。それで、大体もとより町が毎年450万円ずつ運営補助している商工会に、このような形で、私計算してみましたが、今回、町は1,100万円の負担です。商工会、スタンプ会が750万円プラス諸経費の負担なんです。最終的に商品券を回収した業者、商店が3%ないし5%の負担をいたします。それを差し引いても商工会が独自に自己財源として用意しなくちゃならないのが250万円から300万円もあるわけですね。それは商工会の判断でそうしたんだからということ、私は民間の側ではありません。町の予算、議員の一人として、この部分は、今回の緊急対策であつたら、その効果からして、町が出してもいいんじゃないかと思うわけなんです、その辺のところをもう一度。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長の方から答弁されたこと、それから今回のプレミアム付き商品券の発行につきましては、確かに議員が質問されているような内容については理解をいたします。ただですね、町といたしましては、このことは町民の皆様にとってもメリットがあることではございますが、商店それぞれの個店も売り上げの増につながるというふうには考えられませんか。私の方としては、そういうふうにも考えております。ということですから、経済団体等に対する補助につきましては、あくまでもこれは補助です。委託ではございませんので、農業団体、いろんな団体等にも補助はしておりますが、こういうふうな補助事業を100%委託でやるというふうには今のところ考えられないのではないかと。そういうふうなことで、今回も補助事業にさせていただいたということで100%ではないということでございます。

ので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えております。今までの補助率等のことを考えてみましても、今回のような額にすれば議員の方からありましたが、補助金だけで見ますと2分の1以上に町の補助金になっているわけですので、2分の1以上を超えるような補助の割合というのはなかなかない補助事業でございますので、その辺も含めてご理解をいただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 次に移ります。私、先ほど3点目ちょっと質問の仕方があれだったんですが、実は今回の補助メニュー、町民がどのくらい利用しているかということをお聞きしたんですが、私が知りたかったのは、このうちの町の産業課を窓口にして、つまり、町がかかわった事例はあるかということなんですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

先ほど町長が答弁申し上げました中で、産業課がかかわったものというご質問でございますが、まず、その農林関係のリース関係のやつが4件ほどございましたが、これは川俣町の方のいろいろと認定農業者が要件だったり、あとは町の方でいろいろとこの方が間違いなく農業をやっているというような証明的な部分をお出しをするということがありますので、かかわっておりました。そういう意味で人数とか中身等については把握をさせていただいたところであります。

あと農の緊急雇用対策事業ということで、新規農業者の研修、これは県の方の事業でございましたけれども、県の方からこういうところに今、2人ほど来ていますというようなご案内をいただいたところであります。

あと、商工関係の部分ですけれども、雇用調整助成金につきましては、町は全然かかわっておりません。これはハローワークが直接受付をしてやっているという中身になっております。

緊急保証関係でございますが、これは町長の認定ということで121件の町の方から認定をお出しをしたものであります。

あと、日本政策金融公庫につきましては、これは商工会長の方の認定ということでございますので、これについては商工会の方からいろいろと情報をいただいた経過でございます。

あと、最後になりますが、環境対応車並びにグリーン家電につきましては、町の方では直接はかかわってございません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 2点目に入ります。この補助事業につきましてですが、町長からの町が姿勢というか、答弁いただいたんですが、ひとつやはりこの辺民間を代表する私の思いとちょっとやはり有り体にいうとちょっと食い違うんですね。それで、まず最初に確認したいと思うんですが、補助金というものの、補助金というの

は、これ載っていますけれども、あくまでも行政上の目的のために交付される現金なんです。補助金というのは、あくまでも町が出す場合には、これは町の都合、町の行政上の目的をもって交付するわけです。ですから、一般的に考えられているほど補助金というのは甘くないし、もらってうれしいというものでもないはずなんです。民間人がやることに初めから公的な役割が期待されている以上、補助金を受ける交付団体や事業者は私から言わせれば、労を多くして報われることが少ない公共への奉仕者であると、私はこのように思っております。ですから、私たち行政にかかわる者の立場では、ここは補助金をあたかも団体や事業者への利益共用のような思い違いをして、補助金を出してやっているなどという、いわゆる上から目線、これだけは厳に慎まなければならないと私自身いつも言い聞かせております。私はそう思うんですが、町長はどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

今、議員のご質問にあったような、決して上から目線で補助金を交付しているというようなことは決してございまして、先ほど町長の答弁にありましたように、町の目指しますできれば協働というような、そういうふうなまちづくりの視点でいつも考えながら、当然大きな目的では町の行政目的に合っている、そういうふうな団体にそれぞれの目的に沿って交付しているもので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 今、課長の答弁をいただきましたんですが、課長と私の思いは一緒であると思いますが、もう一度町長に聞きたいんですね。といいますのも、先ほど一つだけこれだけでも、団体の目的のために活動を支援するために出していますと町長おっしゃったんですが、私はこれ逆だと思うんですよ。町の目的のために、協働のまちづくりの目的のためにしっかりした団体を選んで補助金を出して協力を求めているというのが、私は基本的な町側の補助金を出す姿勢だと思うんですけど、町長その辺ところいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問でありますけれども、例えば老人クラブにも補助金出しています。この老人クラブも今少子高齢化社会が進んでおります中で、老人クラブの会を結成し、そして高齢者の皆さん方が元気に生き生きと活動していこうということは、町の高齢福祉社会を目指す中でも大変大事なことなっております。ですから、団体の活動だけと言いますが、団体の皆さん方はそれらを通してながら地域活動に参加したり、また、自分たちで作り上げたりとやっているわけでありまして。ですから、私が質問にありますように、上からの目線ということは思っておりませんので、質問者と同じ立場だと私は思っているんでありますけれども、説明の仕方が悪かったのどうかあれなんであります。私はそういうことでの補助金でありますので、有効にそれ

を活用していただいて、それぞれの活動によって、そのまたネットワークが出来上がり、今、高齢化社会の中でも昨日の質問にございました、孤立死なり独り暮らしがどうだということについても、私はネットワークが広がっていくのではないかな。大きな大きなそういった意味では、私は大事な補助金の一つだと思っております。ただ、前にも質問ありましたけれども、そういったものを引き下げないでもっと出せと言われた質問もあったかと思います。しかし、そういったものは、それぞれの団体等の理解をいただきながら進めておりますので、ひとつ上からの目線と同じ立場でまちづくりをしていこう、協働でやっていこうという思いでの補助でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） はい、良かったです、共通認識で。そうなんです、ともにやっていくための補助金であって、どっちが上でどっちが下ということではないし、どちらも思い違いをしないように、町の行政の側も、また町民の側もともにやっていかなくちゃならないことだろうと思います。

じゃ、小さく1点目、任意団体へ出す補助金につきましてなんですが、任意団体というのは、本来会員の同意があれば何をやってもやらなくとも自由なわけです。それが補助金の交付を受けることで、やはりこれは公的な役割が生じます。町としても協力を要請するために支出している部分もありますので、そういった補助金の恩恵を受ける会員がいる反面、役人の責任と負担は大きいわけです。特に近年、協働のまちづくりということで多くの事業に協力が要請されております。それで、今どの団体も役員の引き受け手がなくて非常に苦労している現実がございます。ですから、補助金を出しているのだからということだけではなくて、やはりこの役員の人たちの負担が過剰にならないように、町としても今どんどん増えてくる町の行事や協議会への参加などもある程度自粛していただかないと、せっかく地域を代表して一生懸命がんばっている役員が本当に圧迫してしまうのではないかと思うわけです。その辺について当局の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 質問にご答弁を申し上げます。

確かに議員の質問のような実態があるのかなというふうには思っておりますが、ただ町長が常に申しておりますように、役場の職員、役場を退職された職員も含めていろんな団体に関わるような機会を持つようになっております。そういうふうな場で、そういうようなことも含めてこれから積極的に参加するなり協力をしろということで常に職員には言っておりますので、そういうことも含めて、できればそのことが今、昆議員からご質問のあったようなことの一つの解決策になればいいなと、そんなふうにも考えているところでございますし、実は22年度の予算でもそれらも含めまして自治会等の補助については増額をすると、そういうふうなこともやらせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は１１時２０分といたします。
（午前１１時０５分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午前１１時２０分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き昆久美子議員の一般質問を続けます。昆久美子君。
○７番（昆 久美子君） 是非そのようにお願いいたしたいと思います。

私は基本的には、この任意団体に出す補助金というのは、その補助金を有効に使っていただいて、地域コミュニティを耕していただくだけでも十分に意義があるというふうに思っています。あんまり役員の方に過重な負担にならないように当局としても十分気を配っていただきたいと、そのように思います。

次に、２番目の場合ですね、提案、公募型のまちづくり補助金、これはやる気のある人がやりたいことをやって地域づくりに寄与するという、その費用の一部を町が補助する。私は、補助事業としましては、最も望ましく、かつ効果的であり、今後増えていってほしいなという思いがございます。協働のまちづくりの大きな柱になってほしいと思っております。ただ、この場合も自分たちでやりたいことをやって補助金もらってうまいことやっているというような誤解も受けやすいし、また事業主催者の方にも一步間違うと、公私混同して十分な成果が出せないというようなことも考えられると思います。これは学習しながら共にやっていかなければならないことだと思いますが、そのためにも事業選択にあたっては、まずは公平公明性をしっかりと示していかなければいけないし、また、事業実施して成果が出るまで町の指導や助言も場合によっては必要ではないかと思えます。やる気のある人たちでも日ごろ申請書とか報告書などの半に耐えないグループもあると思いますが、こういった人たちにもできるだけ敷居を低くして挑戦してもらえるように当局としては取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

今、議員からご質問にあったような趣旨で、常に門戸を広く丁寧な対応に当たっているところでございます。なお、公募、提案型、議員の言葉で言いますと、公募提案型の補助金につきましては、実は今、みんなでつくるまちづくり条例に基づきます補助事業を展開し始めました。何件かの提案があって、本格的に取り組んでからは平成２１年度が初年になるというか初年度になるというか、そんなふうに考えておりましたが、あの補助事業については、まちづくり委員会がございまして、その委員会の中で審査をするというか評価をするというか、そういうふうな制度になってございまして、実は今年度、２１年度で２件ですか、事業に取り組みまして、それらについての評価を現在行っているところでございますが、かなりやっぱ課題が出されまして、方向性もちょっと今までとは違ったような方向で考えた方がいい

いんではないかという問題提起もされて、22年度からは少し見直しをせざるを得ないのかなというふうなことも考えておまして、その辺について慎重に皆さん方の使えるという、気安く使えるというか、手軽に使えるということであっても公平、公正なという、そこがやっぱり非常に強く今求められる時代になりましたので、その辺も含めて22年度からは実施してまいりたいと、そんなふうに今考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 確かに考えられる、危惧されることは多々あると思いますが、是非、今、町内でもいろいろな新たな団体が動き出したりしておりますので、そういったものを本当に心ある協働のパートナーを上手にすくい上げることができるように当局の方にもその対応を強く求めていきたいと思っています。

次に、3番目の場合なのですが、国、県がこれまで、この政策実現のために民間にやってもらうための補助金、これは今の補助金の中でも国、県が町に下ろしてきた補助金なんかではいちばん多いので、町が補助金の窓口、主体的に事業を実施していく場合にも、これからはこの補助事業が多くなってくるだろうと思うわけなんです。なにしろこの補助金という、補助事業という目的からしますと、まず町の政策があります。例えば地場産業の育成、また特産品の開発、また、例えば市街地活性化、そのために補助金を出して民間活力を十二分に生かすために補助事業でやっていこうと決めた場合に、受け手の民間の側が十分にメリットがあって、うまみがあると、みんなが手を上げるような、そういったものというのは少ないですね。また、みんなが手を上げるようなものは、補助事業でやる必要がないだろうというふうに思うわけです。極端な例ですが、国のお役人が言ったことなんです、補助金は民間が放っておいてもやることに補助金は出す必要はない。民間が自らやりたくないことをやらせるために補助金はあるんだよと、これはちょっとあれですけども、そういう側面というか、政策的に補助金を使う場合にはそのようなことだろうと思います。ですから、この補助事業を、でも、しかし、これをやっていかなければ独自のまちづくりはできないわけで、なんとかこの受け手にとってもあまりメリットがないし、もしかしたら出した補助金の元も取れないかもしれないけれども、先駆的にやっていかなければならない、この事業を。これからは町としてしっかりやって、出した補助金分の公的な成果を得ながら、民間の方にもそれなりの果実をもたらせ成功させる、そういったことを目指していかなければならないだろうと思います。それで、これまで国の補助事業で失敗例もたくさんあります。私がいちばん心配するのは、例えば農政において、また中小企業対策等において、これまで国がやってきた補助事業の中には補助金の無駄遣いだけではなく、その事業主体者が結果的にひどい目に遭っている例も多くございます。ですから、町が窓口になってこれから取り組む場合も、やはりそういったところを十分に考えて取り組んでいただきたいと思います。補助金には三つの罪があると、補助金の本質からすると三つの罪があると言われているんですが、これ町長、どんな場合が考えられる

かご存じでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

課長、答弁のとき、できるだけマイクに近づけて。傍聴席が聞こえないと言っていますので。

○企画財政課長（佐久間恒司君） それではご答弁申し上げますが、三つということですが、私の方で補助金をいろいろとあてにしながら事業をするということになりますと、どうしても補助金だよりになってしまうというか、自主的な意識が育ちにくいというか、そういうことが一つは危惧される、心配されるということが非常に大きな課題として私の方ではとらえております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 正しく行政側の課長のおっしゃるように、それが補助金の無駄遣いにつながる可能性があります。ただ、私は民間の方の立場から、補助金、補助事業に取り組んだ場合、三つの罪作りだということを民間の側から申し上げますと、まず、やりたくないことをやらせる、ゆえに失敗しやすい。それから、やる気のない人にやらせる、ゆえに失敗しやすい。先駆的でリスクが大きいことをやらせる、ゆえに失敗しやすい。これ分かる人には分かると思うんですけど、こういうようなことが言われております。補助金の性質上、どうしてもそうなると思えます。ですが、これからは、それをやっていかなければなりません。失敗を恐れず、行政の側にとっては補助金が無駄遣いにならないように、また、貴重な手を挙げる民間人、たいていの場合はこれやっていただく、しっかりした受け皿を探して現場でやっていただくというような形になってくると思うんですが、その事業主体者にも過重な負担がかからないで、頑張った分だけ成果が出るように町としてもやっていかなければならないだろうと思うわけです。これは大変な当局の責任が、これからは国、県に代わって生じてくるのかなというふうに思いますので、町長の覚悟をお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

補助事業の弊害といいますか、そういうことでもある面が持っているからこそ補助事業の見直しなり事業仕分け等が今いろいろと行われているかと思っております。町といたしましては、国、県の補助については町の事業はもちろんでありますけれども、民間の皆さん方が活用できる補助事業等についても、いろんな面で該当するものについては、それぞれ言葉でいうと探したり、やったりしているわけです。しかし、それがやることによって、そのやる気がないものにとか、あるいは意欲のないものにとか、リスクが多すぎるとかということについても、十分注意しながらやっていくのが補助だと思っておりますし、また、補助が無理無理やらせるのも補助だということは私はその辺はあまり考えてないのでありまして、効果のあるものがなければ補助でないと思っております。ですから、国、県の補助、これからは民間に対象者も出てくると思いますが、それらについても町としても窓口として

関わるものが多くあると思いますので、十分その辺は考慮しながら、その意欲の持てる補助事業に積極的に取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

以上で答弁といたします。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） これまでの国、県の補助事業を町が実施する場合は、そんなに問題はないです。町が事業を発注したりすればいいだけです。ただ、町が民間に出す補助事業というのは、それだけ受け皿が民間になりますから、それだけやはり、これは町がやってきたような、なんていうんでしょうかね、民間にやらせる場合は、また別な覚悟というか、部分が出てくるだろうと、それはまだ下りてきてないし、現にあまり体験してないので、まだそこまではいかないかもしれませんが、私は、これからは、つまり自主的に事業を選択して独自にやっていく場合には、そこは大きく問われるものだろうと思うわけですので、町長にはしっかりお願いしたいと思います。

また、最初に戻りますけれども、補助金というのは、あくまでも行政の目的のために交付されるものであって、本当にお互いに上から目線であってはいけないし、まちづくりのために皆様からいただいた税金をより効果的に使うための協働のパートナーであるということを私たちは忘れないで、これからしっかりまちづくりをしていかなければならないと思います。心ある協働のパートナーが町中に増えていくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、9番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関善三です。私は、2点ほど通告しております内容に沿ひまして質問をいたします。

まず、第1点目は、省エネエコ対策について当局の考えを質します。高度経済成長、急激的な科学技術の進歩の後遺症として、自然、社会、騒音等各方面にわたって環境問題が論議され、公害、森林破壊、地球温暖化、ごみ問題など山積みされてきております。大量生産、大量消費、大量破棄の社会システムを変革し、節約は美德という風潮を作り直さなければなりません。今日、日常生活で買った物の多くは使い捨てといっても良い技術の恐ろしい進歩で新製品ほど性能が良く安く、修理してもものを大切に使うという美德、慣習がなくなって、これが使い捨て、ごみを増やす結果となったわけでありまして、リサイクルが必要だと強調されても、その場限りで終わり、しばらくすると忘れてしまう。自分だけが努力してもみんなが努力しなければしないから無理だと考え、行動となって盛り上がらない現況ではないでしょうか。これが今日の環境問題の根源ではないでしょうか。現在の国民は、家庭生活から排出されるごみや生活排水による河川汚濁、車の排ガスによる大気汚染、山林の乱伐による自然破壊など、人間が環境汚染の加害者となり同時に被害者となる、相矛盾した二つの顔を持っております。県内自然を中心とした環境と人間との共存、環境共生が問われ、その施策として国、国土の空間を生かした自然と人間の共生、

生物の多様性に応じた野生の動植物の生態系の自然環境に合致した地域づくりが提唱され、環境権がやかましく論ぜられてきております。清浄な空気、水、土壌、水温、景観など、人間の生存に欠かせない良好な環境を享受することは、憲法が保障する生存権、幸福権の一つで、立法行政の指針として最も重要視しなければならないわけで、地球温暖化の原因であるCO₂の排出量の半分以上は家庭から出るガス、あるいは灯油、自動車、電気、製造工場から排泄されます。国民ライフスタイルや産業経済の仕組みを変えなければ解決しませんが、それがためには行政の役割が大切で、一人ひとりの住民の方々に自然や環境問題について理解し、関心とモラルを高め、意識改革を始めなければなりません。その役割を担うのが環境教育で、子どもから学生をはじめ、あらゆる人々を対象に機会をとらえ、大気は無料のごみ捨て場でない。いったん気候が変動し始めると元に戻すことができない、次世代子孫を永遠に苦しめることになるわけであります。車社会等による公害問題を国を挙げて取り組んできているものの、ハイブリッド車の開発等につきましても、世界の先進的な役割を担っていますが、しかし、火を燃やし、熱を得るという人間の基本的な生存の営みに関わる炭酸ガスの排出量抑制は、いまだに効果が上がらない実態にあります。世界首脳会議の席上では、日本の削減目標を2020年度までに25%削減するための施策の具体策を、これから打ち出すわけでありますが、地球温暖化の問題は地球温暖化のメカニズムを理解し取り組まなければなりません。まず、行政ができることは何かを率先して実行し、対策が必要であり、その1点目の質問は、省エネ対策について質します。

1点目、行政施設の光熱、水道費の推移とエコに配慮して導入された機種はあるのかどうか。

2点目は、小中学校での取り組みについて質します。非常に評価の高い水質汚濁調査等は毎年実施されており、評価が高いわけですが、こういった学校生活、あるいは自分たちの生活環境の中での実践と日常活動の中での実態はどうあるのか、あるいは学校施設のエコ球の設置状況はどうなっているのか。

3点目は、エコの取り組みとCO₂の抑制対策の取り組みは具体的に指示をされているのかどうか。

4点目、エコライフの実践活動の必要性について、取り組みの計画はあるのかどうか。

5点目、低公害車の導入計画はあるのか。これはハイブリッド車なり電気自動車を指しているわけですので、そういった計画についての考えをお示しをいただきたいと思います。

質問の2点目ですが、これは街路灯の実態について質させていただきます。当町の実態、特に少子高齢化が著しく進み、去年の2月の人口は1万6,016人であったわけで、世帯数がちょうど1年前は5,297軒、1年過ぎた今年の2月の人口は1万5,723人と世帯数5,256軒と、1年間で実に人口は300人弱、293人ほど減少している。世帯数ではなんと72軒と、人口減の歯止めが

かからない状況の中で、安心安全で犯罪のない町であるために欠くことのできない街路灯の役割がございます。これも設置箇所も増えておりますが、次の事項について質します。

1点目は、街路灯の設置の動向と契約電気料の推移と年次計画はどのように取り組んでいるのか。

2点目は、街路灯会、旧町内には街路灯会があるわけですが、これら街路灯会の実態と助成金の推移は、少子高齢化に、あるいは商店街の空洞化に対応する今後の具体的に取り組みと計画性について質させていただきます。

以上、大きな2点について質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。まず、省エネ対策についての(1)、「行政施設の光熱、水道費の推移」について申し上げます。まず一般会計における平成16年度から20年度までの5か年間における電気料金、水道料金の推移について申し上げます。電気料金であります、平成16年度5,209万2,000円、平成17年度5,190万9,000円、平成18年度5,247万9,000円、平成19年度5,232万9,000円、平成20年度が5,360万8,000円でございます。水道料金を申し上げます。平成16年度1,118万9,000円、平成17年度1,154万7,000円、平成18年度1,204万9,000円、平成19年度1,232万4,000円、平成20年度1,308万6,000円でございます。

次に、エコロジーに配慮した機種の導入につきましては、平成13年4月から国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や、事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。当町においても、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで調達をいたしております。

次に、(3)のエコの取り組みとCO₂の抑制対策の取り組みは具体的に指示されているのかについてのご質問でございますが、一つ目といたしては、昨日の一般質問の中で、13番 石河清議員に答弁申し上げました「川俣町役場地球温暖化対策実行計画」についての答弁のとおりでございますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、二つ目といたしましては、当町では平成19年1月に物件費節減マニュアルを策定しております。このマニュアルの主眼は物件費の節減を目指すものでございますが、その内容は、節水の徹底、不必要、無駄な電気を消すなど、エコへの取り組みと相通ずるものでございまして、エコへの取り組みとCO₂の抑制対策の取り組みは全庁的に取り組みを行っている認識をいたしております。

次に、(4)のエコライフ実践活動の必要性和取り組みにつきましては、エコライフ、すなわち環境にやさしい暮らし方でございますが、このような暮らし方を町民の皆様実践していただき、その効果を具体的な数字として実感していただくと

もに、これらの取り組みを通じ、「家庭」と「地球環境」との関わりを真剣に考えていただくというのが「エコライフ実践活動」でございます。当町でも、平成21年1月号の「広報かわまた」におきまして「冬も省エネを」と題する記事を掲載し、広く町民の皆様に、エコライフ実践活動を呼びかけてきたところでございます。

次に、(5)のハイブリッド車など低公害車の導入計画につきまして答弁をいたします。本町では今年2月に、いわゆるハイブリッド車を導入し、総務課に配置いたしております。今後の導入につきましても、基本的にはハイブリッド車など地球の環境にやさしい車種を中心として導入を図っていきたいと考えております。

次に、大きな2番目、街路灯の実態について質すについての(1)、街路灯の設置動向と契約電気料の推移と年次計画についてのご質問でございますが、街路灯の設置につきましては、地域の皆様から寄せられております新設要望箇所を調査し、優先順位や地区バランスを考慮しながら実施をしておりますが、新設に関する年次計画は、まだ未作成でございます。新設箇所の実績及び見込みにつきましては、平成18年度から平成21年度まで、毎年30基前後の新設となっております。電気料の推移につきましては、設置箇所の増加に伴ない年々増加しておりますが、過去5年分について決算書からの決算額を申し上げますと、平成16年度312万936円、平成17年度344万935円、平成18年度367万7,904円、平成19年度308万2,657円、平成20年度407万2,032円という現状でございます。平成21年度には緊急雇用創出基金事業を活用し、街路灯の点検、清掃作業等を実施し、街路灯の機能復元とデータ収集にあたってきたところでございます。平成22年2月におけるソーラー街路灯を除く街路灯の箇所数は1,268か所でございます。今後も、街路灯につきましては、適正な設置及び管理に努め、町民皆様の生活の安心・安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の「街路灯会の実態と助成金の推移は。少子高齢化、商店街の空洞化に対応する具体的取り組みは。」についてのご質問でございますが、本町には、新中町、鉄炮町、瓦町、中丁、本町、駅前6つの街路灯会が組織化をされております。街路灯の数は、平成21年度現在、合計308本と報告をいただいております。街路灯会は、それぞれ独立採算制をとっております。その基本的な運営方法は、町内会員の年会費と町からの補助金を収入とし、街路灯の新設及び修繕、電気料の支払いなどの維持管理が行なわれております。街路灯会への助成につきましては、商店街街路灯照明事業補助金として、商工会からの要望により街路灯会が維持管理しております街路灯の電気料等の一部を補助するものでございまして、平成18年から年額66万円の補助金を支出しております。街路灯は、中心商店街の活性化に欠かせないものであることも十分に認識をしております。更に街路灯会の街路灯は街なかの防犯灯としての役割も果たしていただいておりますので、今後も街路灯会の運営状況等を把握しながら、町としての支援を進めていきたいと考えております。中心商店街の空洞化対策につきましては、「みんなでつくるまちづくり計画」、いわゆる自立計画の重点事業の一つとして、空き店舗利活用事業に取り組ん

であり、また、空き店舗の利活用を促進し、賑わいの創出と商店街の活性化を図るため、空き店舗調査や、空き店舗の改修費及び家賃補助などの支援制度を整備いたしました。具体的には、平成22年度一般会計予算に、2件分、計400万円を計上いたしております。その内容は、空き店舗等の改修費の補助として費用の2分の1以内、限度額100万円とするものとして200万円を、更に空き店舗の店舗及び土地の賃借料に対する補助として、月額賃借料の2分の1以内、限度額10万円とするものとして200万円の、合計400万円でございます。以上で、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 省エネ対策の(2)の小中学校での取り組みについて、非常に評価の高い水質汚濁調査を含む学校課程での実践についてのご質問の①、日常生活の中での実態でございますが、近年、二酸化炭素の大量排出等による地球温暖化問題や自然環境汚染の問題が深刻化を極め、我が国におきましても大きな社会問題の一つとなっております。町教育委員会といたしましては、21世紀に生きる子どもたちに川俣町の豊かな自然を後世に引き継ぐためには、子どもたち自らが環境問題に関心を持ち、川俣町の自然を自ら守り続けることの大切さを身を持って体験していくことが必要と考えまして、平成15年度より「川俣町子ども環境サミット」を立ち上げ、主として広瀬川をはじめ、女神川、飯坂の三百川などの水質調査を開始いたしまして、併せて木炭を川に沈め水質浄化を図る取り組みや、学校林などにおける間伐、枝打ち、あるいは広葉樹林の下草刈りなどの体験活動を学校の実態に応じて実施してきたところでございます。更に平成18年度から開始されました本県の地球温暖化対策事業でございます「福島議定書」事業にも積極的に参加をいたしまして、学校を挙げて環境教育に鋭意取り組んでまいりました。これらの取り組みの結果、「福島議定書」参加校の中から、平成20年度は、富田幼稚園及び川俣南小学校、山木屋小学校の取り組みが評価され、県教育長賞をいただき、本年度は飯坂小学校が優秀賞を受賞するなど、川俣町の環境教育が県内でも高く評価されているところでございます。

さて、日常活動の中での実態についてでございますが、なんとかして家庭や地域における環境保全意識の高揚、あるいはまた、自然環境を守ることの重要性を強く認識していただくということが私は肝要であるというふうに考えております。そのために町内のすべての子どもを持つ家庭に対しまして、家庭における節電や節水をはじめ、ごみの減量、エコドライブ等の実践項目を家庭ごとにチェックできる「エコチェックシート」なるものを各家庭に配布をいたしまして、子どもと家庭が協力して温暖化や環境問題に意識的に取り組んでいただいているところでございます。

以上申し上げましたが、環境問題につきましては、その役割を担うのは議員ご指摘のとおり子どもから大人までの私達自身でございまして、今後とも環境教育につきましては重要な教育の柱の一つとして位置付け、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、②のエコ球の設置はあるのかとのご質問でございますが、現在、町内の幼稚園、小・中学校におきましては、エコ球、いわゆる発光ダイオード電球、通称ＬＥＤ）電球を使用している施設はございません。なお、昨日の一般質問の中で、１３番の石河清議員への答弁でも触れておりますが、平成２２年度事業といたしまして、中央公民館はじめ地区公民館４か所にエコ球照明設備を導入する予定といたしております、来年度の一般会計予算に計上いたしたところでございます。今後、環境教育推進上からも、幼稚園、小・中学校にエコ球を設置することにつきまして鋭意検討していかなければならないものと認識をいたしております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいま答弁申し上げた中で数字の間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

街路灯の電気料の数字を申し上げましたが、平成１８年度３６万７千９０４円、そして平成１９年度３８万２千６５７円でありまして、私、先ほど３０万８千２百６５７円と申し上げたところでございますので、急に減っているということがあるかと思っておりますけれども、正しく３８万２千６５７円でありますので、訂正させていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。
(午後０時００分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午後１時００分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き９番議員 新関善三君の質問を続けます。
新関善三君。

○９番（新関善三君） 質問内容につきまして、詳細に数字を含めて回答をいただいたわけでございますけれども、今年度は新たにエコ対策として前日１３番議員の石河議員に答弁されておりますように、公民館事業１、９００万ほどの事業費を計上してエコ対策に取り組んでいるというような前向きの２２年度の事業の内容の一端を説明いただいたわけですが、ただ電気料の推移等につきましても、昨年度は１００万ほど上がってきているというふうな傾向でございます。これらのエコ対策の今後の事業等につきまして、継続してこれらの対策に取り組むのか、あるいは今年度政府が補助金対応で単年度だけの事業なのか、その辺の今後の対応について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

今後のエコロジー対策の事業への取り組みの姿勢についてのご質問でございますが、エコロジー対策は当然、町としても必要な施策であると考えておりますので、

今後も機会をとらえて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それで、エコ対策につきましては今、新聞、あるいはテレビ、あるいはチラシを見ても、エコ、エコ、エコの対策の消費拡大、内需拡大のためにいろいろ宣伝、啓蒙されておるわけでございますので、是非行政も積極的にエコ対策には継続的に取り組んでいくというふうな姿勢等につきましては感謝を申し上げて、是非実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

そのことを、まずもって確認をさせていただきまして、次に学校関係でございすけれども、ご存じのように新たなＩＴ機器が導入されております。あるいは学年ごとにテレビが入る、あるいは電子黒板等が今度導入されたわけでございまして、それらの活用によって各学校の学力の向上も期待できるわけでございますが、学校の施設のエコ対策、あるいは導入機種はどういった選定の下に、先ほだすべて今後の導入機器等につきましては、十分エコ対策に配慮する指示、指令は出しているかのように受け承っているわけでございますが、今年度導入されておりますこれらの機器、あるいはそういった機器に対します指導、実施要項というものを的確に、そういったＩＴ機器に対します指導指針は明確にされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 回答を申し上げます。

今般、コンピュータ並びにテレビ、そして電子黒板等の購入に際しましては、製品を指定するに当たり、グリーン購入法に基づく製品であること、エコマークを取得している製品であることなどの条件を付し入札を行ったものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういった配慮の下に購入されたということでございますけれども、エコ、エコといいましても、非常にナンセンスな問題が消費電力についてはどういうふうに理解されているのか分かりませんが、従来のブラウン管テレビですと、恐らく学校にあったのを２０インチ近くのものであったのではないかとと思うんですが、今回導入されてあるのは恐らく４０型以上のものであると思うので、そういったことを製品はエコ製品であったとしても、そういったものは１台１台の積み重ねによりまして、果たしてエコに関連して節電でき得るのかどうか、そういった消費電力は今後若干２０年度の総体的な電気料、１００万ほど伸びているわけですが、今後これらの判断基準はどのように判断しているのか、そういったことについて再度この問題について質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 答弁を申し上げます。

今般のテレビ購入に際しましては、小中学校におきましては４２型の薄型テレビを購入いたしました。今までありましたのは、中心的にいちばん多かったのが２６

型のブラウン管テレビでございました。これらの1時間当たりの消費電力を比較しますと、42型のテレビの方が約120ワットほどと1割ほど少ない消費電力でテレビを使えるということは確認しております。また、ちなみに、教育長の答弁にもありましたが、福島議定書における取り組みの中でも学校におきましては、電気料の使用料は基準年となります17年度から比べますと使用電気料は下がっている状況でございます。今般、購入いたしましたテレビにつきましても、1割ほど消費電力が少ないものというふうに思われますので、学校におきましては電力の消費量は大幅に伸びることはないというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今回導入されましたのは液晶であるのかプラズマであるのか、その辺も一言だけ、ひとつお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 回答を申し上げます。

今般購入いたしました薄型テレビは液晶テレビでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それと、これらエコの取り組み等につきまして、行政では各担当部署、あるいは施設内について抑制効果をどういうふうに図るのかということ等につきましては、昨日、町民税務課長が通常的一般論で、こういったことを常々心掛けておるということ等につきましては伺ったわけでございますが、一方、それらの実践対策を果たして点検する、あるいは現在庁舎内のエコ球に対します導入が全然、こっちの庁舎については全然導入されておらないわけですが、これら庁舎内の点検というものを今後やるのか、もう既にやって、こういう欠陥がこの庁舎にはあるというようなこと等について、もし分かれば、そういった判断に基づいた考え、あるいは現況の計画等につきまして質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

昨日の13番 石河清議員のご質問に対しまして、川俣町役場地球温暖化対策実行計画を策定したという説明をさせていただきました。その中には、基本的には庁舎、役場施設における二酸化炭素の排出状況を確認し、いわゆる燃料、電気、水道料を含めて、その使用量に繰り出しました計数を掛けまして排出量を算定してございます。その排出量を今後4年間かけて削減していくという検証のうえでのことでございますが、先ほどお質しにありましたように電気料が若干伸びてございますが、それらの要因につきましても各施設の増加した理由、そういったものを検証しつつ、具体的には二酸化炭素排出量で申し上げますと、役場施設におきましては全体として電気使用量が71%占めてございます。その次に灯油が20.9%となっておりますので、それらの実績及び検証を踏まえたうえでの基本的な温室ガス効果の削減に対して今後4年間かけて一つひとつ実施をしていきたいという総体的な考え方に

立っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういうふうに非常に詳細にわたって、いかにCO₂削減に取り組んでいるかというような姿勢は分かるわけですが、例えば具体的に、この議場を見た場合に、今これほどの電気がつけているわけですが、これをエコ球にすることによって相当明るさも違いますし、電気の寿命も違いますし、あるいは、これ茶色っぽい電球は恐らく40ワットの白熱球だと思うんですが、例えば現在、日中明るいときはこれを消して蛍光灯だけにしたらどれだけの明るさか、ちょっと実験をしていただきたいと思うんですが、これどちらも、片方つけて片方消すというふうなことはできるわけですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） ご質問に答弁を申し上げます。

可能であると思いますが、果たしてそれが議会を進行するうえで照明の関係もございまして、今後そういうエコ球の導入等も含めて役場庁舎においても検討をする必要がございますので、ただいまのお考えに対しては実施というか、やってみたいと考えてはおります。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それは、そういった現実的にやっているもの等について、できるものはやる、あるいは常任委員会の部屋を見ても、蛍光灯が6本ほど付いているんですね。これをLEDの蛍光管にした場合、果たしてあれだけの本数が必要なのかどうかというふうな検討もしていく必要があろうかというふうに考えてございますので、ひとつそのこと等についても今後計画の中にいち早く入れて、そういった言葉の表現は非常に前向きな姿勢に取られるわけでございますが、実質的にやっていることが後手後手に回ることのないよう、是非認識を新たにして取り組みをいただきたいというふうに考えてございます。そういったこと等につきましても、しからば平成22年度は、それらの診断に入るのか、あるいはできるものから随時交換していく。これもエコ球の場合は非常に購入価格が一つには高いというふうな問題があるわけでして、それと、導入されたあかつきには、消費電力は少ない。あるいは明るさも今まで以上に本数を少なくしても十分、従来の明るさを取り入れることができ得るというふうに私は判断しているわけですが、当局の考えはどのようにお持ちであるか、ひとつ伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） 答弁を申し上げます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、平成22年度におきましては中央公民館、福田、福沢、小島及び飯坂公民館に発光ダイオード照明を導入するということで、本議会に予算として提案させていただきご審議をいただきます。そのことも踏まえ、確かに発光ダイオード照明は高価でございます。そんな形の中で、庁舎におけるそういった計画につきましては、予算の関係も含め随時できるところから実施

していく考えとしてございます。基本的には、役場庁舎にかかわらず公民館や地区館に関わらず、そういったものは導入すべきだと認識してございます。それらを含め、具体的な計画については、今後詳細に詰めていきたいという認識でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それと併せまして、行政がやはり地域住民のために、皆さん方のために、エコの認識を、先ほど広報紙を使ったエコ対策、どういうふうに各家庭でそれらの実践をしているのかというようなこと等については、教育学校教育の実践の中での点検、あるいは行政も地域住民に対しまして公費の活用によっていろいろとエコの提言をされておるわけでございますけれども、これも1回やったからそれで責任済むという問題ではないと思いますので、少なくとも公費等を使いまして1年に2回、3回の検査も必要ではないか。あるいはそれらに対しまして、どれだけ各家庭で実践をしているんだということ等についても、アンケート等によつての調査活動をするかしないか、その辺のこれからの具体的な取り組みについても、ひとつ明示をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

議員お質しのように、エコロジーの関係につきましては、一過性のものでは決してなくて、これから継続した呼びかけなりが必要であるというのはお質しのとおりでございまして、町といたしましても広報紙及び町のホームページにも、エコライフの実践をということで、具体的に実践リスト、家電製品はこのようにお使いいただければ、照明はこのように、冷蔵庫はこのようにというふうなことで、いろいろな項目を挙げまして具体的に呼びかけなどもいたしております。また、このことにつきましては、当然その行政が呼びかけるものであるわけでございますが、と同時に、町民の皆様各位も自ら地球温暖化隊というふうなことでのご自覚を是非お願いしたいということで、この場を借りてお願いをしたいと思います。

また、アンケート等につきましては、エコロジーライフに関するアンケート、あるいはこのようにすると温室効果ガスが幾らの量を削減できるというふうなことを簡易な計算表というか、そのようなバランスシートですね、そのようなものも国において準備をいたしておりますので、そちらの方で町民の皆様にもご確認をいただければというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それで今、太陽光の発電が非常に日本の技術革新の中で、企業は大々的に宣伝をし、設置をしていく。あるいは、政府の方針といたしましても、これら火力発電所の太陽光発電を2020年までには4世帯のうち最大1世帯には、そういった義務になるような施策も講じていくというふうなことを公表されておるわけでございますので、是非それらに取り組む地域住民に良心的にお知らせをしていく必要もあろうかというようなことと併せまして、今度は昨日から住宅のエコポ

イントも受付開始になったわけでございまして、ご存じのように川俣町は地場産の木材住宅につきましては、50万円ほどの商品券を付与しているわけですので、併せてエコ住宅に対します、そういった限度額30万円なわけですが、そういったこと等も各建築業者、あるいは住宅関連業者に対します指導もする必要もあらうかと思うんですが、そういった住宅のエコポイントにつきまして、行政ではどこまで判断されているのか等について、これは確認をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

住宅版のエコポイントに関するご質問でございますが、お質しのように昨日から住宅版エコポイントの受付が始まったというふうに聞いております。このエコポイントにつきましては、おっしゃるようにエコロジーを追求するという面もあらうかと思えますけれども、その前のいわゆる経済対策、景気刺激対策というふうなことで、特典を付与することによって住宅の工事を促進しようという、そういった性格も強いのではないかというふうに考えております。なお、これによって省エネ、エコロジーが進むということは確かでございますので、お質しのとおりでございますので、こちらについても広報紙などでの周知について検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そのように今、課長が答弁ありましたように、1戸1戸の家庭がいかにそれらを理解し、あるいは枠組みを理解することによって2020年度の削減効果の実績をいち早く世界に先駆けて実施するには、口だけでなく地方末端裏うらまでそういった実践の実施計画を実施する以外に手だてはないものというふうに我々も判断しておるわけでございますので、是非計画に沿って、それらの取り組みをしていただきたいというふうにお願いをいたします。

それと、まだまだエコに対しまして言いたいこと、あるいは行政の考え方を聞きたいわけでございますけれども、先ほどハイブリット車の導入計画、現況では導入されておるわけでございますが、これまた2020年度に向かいましては、もう新車の登録製造台数に新車のハイブリット車を50%に義務づけるというふうなまでに公約しているわけでございますので、是非今後の導入計画にあっても、そういった趣旨に沿った導入計画を是非実施していただきたい。しからば22年度、23年度の車両の更新時期に対するハイブリットの導入計画は具体的にあるのかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

先ほど町長が答弁申し上げましたように、今後の導入につきましては、基本的にはハイブリット車など、そういった車種を中心として導入を計画してございます。なお、公用車につきましては、リース契約を締結の車種もございまして、そのリース契約満了時において新たにハイブリットにする等の具体的な計画は持っておりますが、22年度、23年度に何台ということまでは現在計画してございませんの

で、併せてそれらを含め、そういった車種の導入に努めてまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 次から次と申し上げて失礼なんです、それと併せまして、今度は風力発電のこともうたってあるわけですし、特にこういった山間高冷地になりますと、そういった風力発電の設置場所もほかの町村に類を見ない好条件の地域地帯もあるのではないかと。こういった事業等につきましても計画をするのか、あるいは計画段階でも物理的に川俣町では立地条件に合わないということで、そういった計画はしないのか、あるいは積極的にそういったことの導入等についても取り組む姿勢よりも考えがあるものがどうかひとつ伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 総合的にエコ対策についての質問があったわけでありまして、風力発電の話にありましたが、風力発電につきましては、いろいろと町の方で現在そういう考えは持っておりません。スタートしているところもあるわけですが、今、頓挫しているところもございます。風力は公害の発生も含めて、いろいろ社会問題化しているところもございますので、慎重にやらないと、これはかえってまずくなるのではないかとというような考えもありますので、現時点でおっしゃるとおりこっち風当たりますからあれなんですけども、どうなのかなと思ったときもありましたけれども、いろいろと調査しました結果、そういう問題点がございまして、風力発電についての補助等も含めて考えは現在持っておりません。太陽光については取り組むつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 1番の項目の質問等につきましては、もうすぐに実施する、あるいは今年度確認をしながら前向きに実施していくというような積極的な回答をいただいておりますので、やはりこの席上で回答をいただけた。この席上でやるということ等につきましては、必ず実践の方向に向けてご努力をいただきたいことをお願いを申し上げまして、次に、街路灯の問題で質問に代えさせていただきます。

先ほど街路灯の設置件数、あるいは街路灯に対します計画が示されてございますけれども、今後、地区の街路灯の平準化ということ等については、まだまだ要望に沿って設置件数を増やしていくのかどうか、そういった年次別計画はただ東北電力が年間10基なら10基の範囲内にとどめるのか。あるいは必要箇所等については、要望があれば即実施していくのか、その辺のことについて確認をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） ご質問にお答えをいたします。

各地区の設置件数、それらのバランスをどう取っていくのかということまずございますが、確かにばらつきといいますか、多いところと平準化しているというような地区がございます。多い地区につきましては、やはり地区の自治体等で寄附、自

治会等で寄附されたといろいろございますけれども、そのほかにつきましては、ほぼ平準的な数値かなというふうに考えております。多いところで申し上げますと、川俣地区、あるいは鶴沢、飯坂地区、山木屋が多い地区となつてございます。そのほかにつきましては、ほぼ平均的な数値かなというふうに考えてございます。それから新設の数でございすけれども、確かに議員におっしゃられましたように、東北電力、あるいは電気工事連合会からの寄附をもとに新設をしているわけでございますが、それと併せまして予算の範囲で町としても新設をやっておるところでございます。これにつきましては、やはり地元からの要望を聞き入れながら地区バランスを取って設置をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういったことで、地区の要望に沿っては、適宜に川俣町を明るく維持するために是非ひとつ要望に応えていただきたいということと、あともう1点は、これ街路灯会、先ほど川俣町の町内には六つの街路灯会があるというようなことでございまして、是非これらの街路灯会等につきましては、それぞれの街路灯会の範囲内で住民の皆様方が負担をしているわけですし、それで運営されていることは分かるわけですが、この街路灯会六つあるわけですが、これらの協力費、維持費というものは、各町内の街路灯会ばらばらなわけですが、今後、商工会が一本化して、これらの電気料に対します行政の助成額も捻出されておるわけですが、これら街路灯会に対します料金の徴収の平準化に向けては指導する義務は行政ではあるかと思うんですが、その辺の今後の取組み等について行政としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

街路灯会の六つの街路灯会さんが各々の独自にいろいろと運営をされているというようなことで認識はしてございますが、あと各六つの街路灯会の方々が、今、地域の町民の方々からいろんな寄附等をいただきながら運営しているところもあるというようなお話もいただいておりますが、この六つの街路灯会各々詳細調べてみまさんと、どこがどのような具合で徴収をされ、また、どのぐらいの金額等で運営されているのかというようなところも若干詳細分らないところもございますので、今後、詳細を調べさせていただきまして、その平準化というようなお話をいただきましたが、そういう部分でどこまで町としてかかわってお願いできるものなのかどうなのかということも併せまして、いろいろと調査並びに検討させていただきたいと思ひます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらの街路灯会も非常に金がある、あるいは金がない、あるいは徴収に手間暇がかかって大変だということは、地域が非常に疲弊している現況

にあります。これを維持するためには、なかなか街路灯会としても大変な時代に遭遇している。今後、現時点でこれらの方向づけを明確にしていきませんと、近い将来、物はあっても電気料も払えない、あるいは電気料払えなければ、当然東北電力では電源を切るわけですので、そういったことのないように維持するためには、行政の手だてというものをどういうふうにしていくか。あるいは、施設そのものも一つには老朽化している。金もかかる。そういったものが一方では、地域にあっては何の負担もなく街路灯がついている。あるいは片方では当然行政が設置しなければならない場所にあったとしても、メインストリートの街路灯に対して全員が負担しているという、非常に不公平感があるということと、もう一つは、太陽光で設置いたしました街路灯もあるわけですので、こういったもの等については設置しますと、電気料も何もいらぬわけですので、そういったところの恩恵にあずかっている方、あるいは負担をしながらも地域に街路灯がないという方々もあるわけですので、これは正に住民の福祉向上に対します格差であるというふうに判断せざるを得ないわけですので、そういった長期にわたって全部行政が持つというわけにはいかないわけですので、そういった街路灯会の実情を配慮した一つの予算の枠組みも是非取っていただきたいというふうに要望をするわけですので、もし、おれらの街路灯会は今維持できないんだ。これらの施設を全部町で寄附採納するというふうなことになる場合、行政としてはどう取り扱うのか、その辺の判断基準だけは明確にお答えいただきたいということと、長期にわたってはですね……。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、時間になりました。申し上げます。

60分を経過いたしましたので、9番議員の一般質問を終わります。

○9番（新関善三君） 以上で終わらせていただきます。以後、次回に回します。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、2番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。

高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 2番 高橋真一郎でございます。私は、先に通告していただいたとおり、2点につきまして質問をいたします。

まず、私は、どんなに重い障がいがあっても、その人らしい自立と社会参加が保障され、人としての尊厳が守られ、住み慣れた町、川俣町で心豊かにすべての人がともに生きるまちづくりを目指すために、私も一生懸命頑張ります。

まず、1点目、町独自の福祉施策を。1番目、後期高齢者医療制度の保険料の引き上げ分を町で負担はできないのか。2番目、障がい者福祉計画は見直しが見えないまま第2期、2年目に入るが、早めの見直しが必要と思うがどうか。

2番目、町民の安全、安心について、(1)、町の火災報知器の設置状況は。これは12月に先輩議員が質問したとおりでございますが、直近の設置状況を聞きたいと思います。2番目、平成22年度の町営住宅への警報器の設置予算は。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第 1 点目の町独自の福祉の施策の後期高齢者医療制度の保険料の引き上げ分を町で負担はできないかのご質問でございますが、本医療制度にかかる平成 22 年度から平成 23 年度までの 2 か年間の保険料率が、先月の 2 月 25 日に開催されました福島県後期高齢者医療広域連合の定例議会において決定されたところでございます。後期高齢者医療制度の保険料につきましては、被保険者から等しく保険料をいただくことで、公平、公正な保険制度とするため、所得に応じて負担していただく所得割部分と、1 人当たりで負担していただく均等割部分を合算した額となっております。この度の保険料率の見直しにより、来年度から 2 か年間の保険料率は、1 人当たりで負担していただく均等割額の 4 万円は据え置きとなり同額でございます。一方、所得割額につきましては、これまでの 7.45% から 7.60% となり、所得割率が 0.15% 引き上げとなります。この所得割額の上昇分 0.15% 分だけを町単独で負担することは、所得のある方だけを優遇することとなるため、公平性の観点からなじまないものと考えております。また、現実的には、後期高齢者医療制度における保険料の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、広域連合においては条例を定めることが可能でございますが、市町村独自の減免はできないこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、(2)、第 2 期障がい者福祉計画の見直し点についてのご質問でございますが、本町では平成 18 年度に川俣町障がい者基本計画を策定するとともに、併せて障がい者自立支援法に基づき、実施計画として川俣町障がい福祉計画を策定したところでございます。この実施計画は、平成 23 年度を完成年度として策定したもので、障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策が、主な内容となっております。平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を第 1 期とし、第 1 期の期間が満了となる平成 20 年度におきまして必要な見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間を第 2 期とする障がい福祉計画を策定することとなっております。このため町では、第 1 期 3 年間の実績を基にいたしまして、平成 20 年度に必要な見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間にかかる第 2 期の障がい福祉計画を平成 21 年 3 月に策定したところでございます。この見直しは、障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策がその中身となっております。第 1 期における進捗状況や地域における課題等を分析しながら、平成 23 年度末における福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行についての目標値や障がい福祉サービスの見込み量、地域生活支援事業の見込み量を見直しの中心としたものでございます。昨年 8 月の総選挙で民主党が政権党となった今、障がい者自立支援法の廃止と、4 年以内の新制度導入を現政権は表明しておりますが、新制度導入までは、現在の障がい者自立支援法が継続される見込みでございます。国では、障がい者が重くサービスが必要な人ほど負担がかさむ現在の応益負担に対し、当面の措置として、来年度は非課税世帯の利用者負担を無料化とする方向で予算編成を行ったとの情報もでございます。町といたしましては、新制度

の動向も注視しながら、今後も障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを行うという考えの下、障がい福祉サービスの確保などにより、障がい者施策の推進に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、第２点目、町民の安心、安全についての(1)、町の火災報知機の設置状況のご質問でございますが、住宅用火災警報器の設置につきましては、平成１６年６月の消防法の一部改正により、新築住宅の場合は平成１８年６月１日から、既存住宅については、平成２３年５月３１日までに設置することが義務化されております。消防庁が把握した平成２１年１２月時点における全国の推計普及率は、全国平均が５２％、福島県は３５．５％の推計普及率となっております。また、伊達地方消防組合構成市町では２５．７％となっており、県内消防組合等管内別では、普及率が低い数値となっております。この数値につきましては、伊達地方消防組合管内の構成市町全てにおいて、消防組合職員が昨年１１月の秋の火災予防運動期間に、住宅防火にかかる各戸別訪問を行い聞き取り調査を実施した結果の集計となっております。当町では、本年１１月に各消防団が火災予防を呼びかける戸別訪問での啓発活動の際に、家庭用火災報知器の設置率について聞き取り調査を行いました。設置率は約２２％という結果でございました。また、昨年１１月に伊達地方消防組合が事務局となり、住宅用火災警報器設置推進連絡協議会を設置し、関係各機関、団体、地域住民組織等が一体となって、それぞれの役割りを進めることを確認しております。この啓発の強化策としては、現在、住宅用火災警報器設置に関するアンケート調査を実施し、昨年１１月以降の設置率の推移を検証するとともに、更なる設置普及への強化対策を図っていくこととしております。このような取組みに加え、住民の火災に対する安心、安全を図るため、本町においても、消防団員の皆様が積極的な設置取組みに力を注いでいただいております。消防行事ごとに設置を呼びかける等の活動を行っていただいております。町といたしましても、今後とも町民の安心、安全の確保に向け、関係機関等との連携を緊密にしながら設置普及に努めてまいりますのでございます。

次に、(2)、平成２２年度の町営住宅への警報器の設置予算についてのご質問でございますが、町営住宅への火災警報器設置につきましては、平成２１年度予算で実施する計画でございまして、現在、設置工事を進めております。本年度中に全ての町営住宅の火災警報器の設置が完了する予定でございまして、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○２番（高橋真一郎君） それでは、いくつか再質問させていただきます。

この後期高齢者医療制度、この制度は、我が町では最初にいったん否決された案件でございます。町でこの引き上げ分は無理だというようなことではございませんけれども、この広域連合内において、この引き上げの諮問が出されたとき、引き下げが青森、岩手の広域連合では引き下げでございます。そのほか引き上げるところは、そのほかの東北６県のうち４県でございますけれども、福島県内の広域連合ではど

のような話をされたかひとつ伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

広域連合におきます保険料引き上げの際の議論という質問でございますけれども、今回の保険料の改定に当たりましては、先にも説明申し上げましたが、今後、平成22年、23年度で75歳以上の後期高齢の方の医療費がどのぐらいかかるのかという先に歳出の方を固めまして、これだけの医療給付費を負担するのには、国の公費50%ちょっと、それから現役世代からの支援金で4割、それから残り1割が保険料で負担するという仕組みになっておりますので、そういった観点から計算をしまして、当初はもう少し引き上げになる予定でありましたけれども、前にも説明申し上げましたとおり、平成21年度の最終的な剰余金30億円と県で造成しております基金から13億、合わせて43億円を充当しまして、均等割につきましては引き上げをせずに所得割につきまして、0.15%の引き上げやむなしというふうな結果になったというふうに聞いております。なお、今の東北6県の平成22年、23年度の保険料率のお話ありましたが、青森県と岩手県につきましては、均等割額、所得割額引き上げをしないで同率で、引き下げではありません。同率で据置きということで、ただそれ以外では福島県は引き上げにはなりますけれども、引き上げの結果、増額となる390円の増というのは、引き上げの中ではいちばん低い額となっておりますので、補足させていただきます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） この390円が引き上げというようなことでございますけれども、この390円で抑えたからそれでいいのかというような思いでいるのかどうか、ひとつ伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま答弁申し上げましたとおり、今回、引き上げに当たっては、保険料、医療費の動向を的確に把握して必要な財源を充当する。福島県も最初は2桁の上昇を見ざるを得ないような状況でありました。しかし、今申し上げましたように、基金を取り崩し、また、剰余金を繰り入れして、極力引き上げを抑えようということで再計算も含めてやってきまして、今般390円の引き上げ最終的にあったわけでありまして、それでも最大限抑えたということでもありますので、私ども管理委員会、そしてまた議会の席上でもそのようなことを申し上げながら、同意をいただいております。なお、本制度は見直しをするということになっておりますので、このように今後どのようにこれが推移していくのか、それについてもこれは中止しなくちゃなりませんし、保険制度そのものについての全体的な見直しも含めた中で議論されるかどうか等も含めて、私どもはこれはしっかりととらえていかなくちゃならないというような認識になっております。東北6県の動向等も踏まえ、また、全国の動向等も踏まえながら、極力引き上げを行わないというような観点に立って

今回算定をしてきておりますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） では、2番目に移りたいと思います。障がい福祉計画ですね、この件につきましては9月議会でしたか、先輩議員の石河議員が質問しましたけれども、この平成20年度に見直して平成21年度から新たな障がい福祉計画ができてやっていますというようなことございますが、21年度からできたのは高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画じゃないんですか。この障がい者福祉計画が、2期目のやつを作ったんですか、伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

町長の答弁にもございましたとおり、今回の見直しは、その内容が自立支援にかかりますサービスの見込み量と、そういった計数的な部分を盛り込んでおる関係で、それが実施計画イコールとなっております。計画書の今ご覧いただいている59ページ以降が障がい福祉計画になるんですけども、その実施計画を抜粋した形で、この度数値目標の設定である実施計画ということで作成をしたところであります。全文ではなくて、抜粋編ということで59ページ以降の実施計画の見直しが主な物になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 私たちは、その福祉計画の目標値とか、そういうやつをいただいていないんですけども、これは是非議員皆さんもらっているかなんか分かりませんけども、私はちょっともらっていないので、一応いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。この障がい者団体連絡協議会、これ昨年1回9月前にやったと思います。その後やりましたでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

先ほどの質問の中の答弁でちょっと補足させていただきますけども、この計画書につきましては、県に対しても特に計画書の形で提出を求められたものではございませんで、あくまで計数の見込み量の見直しということですので、数値的な県の方の報告だけでありますけども、その見直しの中身につきましては、当然実施計画の中に影響しておりますので、手前の方では実施計画の見直しということで作成をしております。それを補足させていただきます。

次に、ただいま質問ありました障がい者団体連絡協議会の実施状況でございますけれども、平成21年につきましては、これまで3回開催しております。今月4回目の開催を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） この障がい者福祉計画の県の報告というようなことでござい

ますが、厚生委員会の中で議論したのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

厚生委員会の方にも提出はしておりません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） これ私どう進めたらいいかちょっと悩んちゃうんですけども、
実は。では資料をいただけますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長、資料提出を求められているんだけど、どう
するの。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩します。再開は2時20分といたします。

（午後2時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、先ほどのまだ皆さんに提出していない川俣町障が
い者福祉計画第2期をこれから配付していただきます。（資料配付）

○議長（佐藤喜三郎君） 配付漏れはないですか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、一般質問を続けます。高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） まず、今、配付されましたけども、これ21年3月に作成し
ております。この作成するに当たり、どこに見直し点は、この中でどこですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

皆さんのお手もとにお配りしました計画書ですが、先ほど申しましたとおり、5
9ページ以降が実施計画書になってまして、平成23年度の数値目標の設定となっ
ております。本計画の内容は実施計画でありますので、計画期間が満了する平成2
3年度までの数値目標となっております。具体的には59ページの(1)に福祉施
設の入所者の地域生活への移行がございますけれども、これにつきましては、今後、
自立訓練等を利用して生活へ移行する方の人数目標を設定しております。本町で
は、計画策定時の施設入所者22人のうち1名の地域生活移行と施設入所者を5人
減で目標値を設定しております。これにつきましてはこのまま前回の第1計画と
同数値であります。同じ数値になっております。次の60ページの一番上の(2)に
おきまして、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、計画策定時
の24人の入院者のうち退院可能な方につきまして自立訓練等により退院をされて
地域生活へ移行できる目標値を設定したもので、6年間で退院可能精神障がい者入
院減少を24人のうち20人、入院を6年間で減少する目標数値となっております。
(3)につきましては、真ん中から下の福祉施設から一般就労への移行につきまして

は、県内全体で13名の目標ということで、本町では実績がないためゼロとしております。この(2)、(3)につきましては、第1期計画と同様の数字になっております。全く同様の内容になっております。具体的に見直ししたのが、数値目標で掲載をしております64ページの(5)、サービスの見込み量であります。(5)のサービスの見込み量におきまして、これまでの3年間の進捗状況や地域におけます課題等を分析しながら、第1期計画で策定しました平成23年度末における福祉施設に入所されている方や入院中の精神障がい者の地域生活への移行についての目標値、精神障がい福祉サービスの見込み量、地域生活支援事業の見込み量を見直し点といたしまして、一番上の新体系サービスの見込み量の訪問系サービスにつきましては、特にホームヘルプサービスで自宅で入浴とか排泄、食事の介護などの自宅での生活全般にわたる介護サービスでありまして、1日当たりの利用総時間を平成18年度の188時間から最終的に平成23年度には300時間に増やすこととしております。1日当たり300時間まで増やすと、第2期計画の最初の平成23年度で、以下、この数字挙がっているところの日中活動系のサービスでは、常に介護を必要とされる方で、障がい者支援施設などの生活介護となりますが、平成23年度までにこれは1日、最終的にこの65ページの旧体系サービスからは、すべてこの新体系の方に移行しまして、なおかつ利用人員を374人、月換算ですので、月平均22日のカウントになりますので17人、月の利用人員を17人とする。平成18年度におきましては、この生活介護の欄、22日ですから1人から最終的に全部の入所されている方を新体系の方に移行しまして、17人分の施設利用に持っていくという設定をしたところでありまして、です、65ページの23年度の欄につきましては、旧体系でサービスを利用されている方につきましては、こちらの64ページの新体系にすべて移行する見直しをしましたので、65ページの23年度の欄は、すべて0ということに計上されております。なお、第1期につきましては、この21年度、22年度の区分ありませんでしたが、今回の見直しで21年度、22年度、23年度と3か年の年度ごとの目標数値を計上した見直しとなっております。以上、見直し点につきまして申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 見直し点は分かりましたけども、この策定するに当たり、どこで議論したんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、見直しの内容につきまして計数的な中身になっておりますので、これまでの利用実績等を担当の方で把握しておりますので、今後の新体系に移行する分も含めまして、担当所管の方で見直しとしたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 担当所管で見直しして、県の方に報告したんですよね、これ。

県の方に報告したものを担当所管だけで大丈夫なんでしょうか。厚生所管の委員会にも諮らないで、このような計画作るといようなことは可能なんでしょうか、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

県の方に報告しましたのは、先ほど答弁申し上げたとおり、計数的なもののみでありまして、サービスの見込み量の記載ということでございますので、実施計画の中でも、そういった判断で県の方とやりとりをして、特に県の方では申し上げますと、計画書までの提出も求められておりませんので、それにちょっと甘えもあったんですけども、最終的にその計数に基づいて今、皆さんのお手もとに差し上げている実施計画に提案として作成したところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） ちょっと私もいまいち理解がちょっとできないんですけども、数値、数を動かすわけですからね、これね。一番それがサービスにするには重要なことなんだと思うんですけども、困りましたね、何とっていいか私もわかんないんですけど、それではまあと所管の委員会で十分に議論していただくようにして、次の質問に移りたいと思います。

この障がい者団体連絡協議会、21年度ですか合わせて4回になるんですかやったのは。連絡協議会、その中の議論は、どのようになっていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

平成21年につきましては、これまで3回開催しまして、昨年3月26日のこの協議会におきましては、新年度の予算成立を受けまして、町から各施設への補助金の確保についての報告を行いまして、各施設からは施設運営に関します緊急報告をいただきました。8月20日には第2回目の協議会を開催しまして、町からは新型インフルエンザにかかります予防対策につきまして特にお願いをしまして、各地域活動支援センター、授産所からは現状と課題につきまして、1授産施設からは新体系の移行を考えているので、移行に際し入居する新たな物件を探していることや、また別の施設からは下請けの作業の受注が一時減少したが、ここにきて持ち直し作業量は充足してきたなどの報告がございました。第3回目につきましては、昨年12月18日に開催しまして、来年度への補助金についてや、今年度設置予定しております町地域自立支援協議会の概要とこの協議会へ構成員として各地域活動支援センターの関係者にも参画いただきたいので、組織の一員をお願いしたい旨を要請したところであります。また、一部の施設からは通所者の増加が見込めますことや作業受注の状況の報告などがございました。なお、今月に開催予定しておりますのは、本議会の予算の決定を受けまして、来年度につきまして情報交換も含めて、予算につきましての報告を行う考えであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君）　　なんだかちょっと聞くのを忘れてしまったような気がする。

それでは、2番目に移りたいと思います。町民の安心、安全について、一応火災警報器の設置率、当町22%となっておりますというようなことでございますので、これは本当に今年度に入っても火災が多く発生している状況でございますので、是非この周知徹底を図っていただきたいと思います。平成20年度の町営住宅の警報器の設置予算というようなことで、21年度の設置済というようなことでございますので、建設水道課長にひとつお聞きしたいと思います。この町営住宅への警報器は21年度で設置しましたけれども、それ以前に町営住宅に入った方々が設置している方もおられると思うんですけども、以前に町営住宅の火災警報器は町で設置するというような広報をしましたでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君）　建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君）　ご質問にお答えをいたします。

21年度で火災警報器、その他の町営住宅含めまして211戸に設置完了の見込みでございます。設置率が低いと言われておりますけれども、この217戸に設置することによりまして4%強の設置率の上昇が見込めると認識しております。それから、以前に警報器を付けられている方がいらっしゃる、入居者がいらっしゃるというお話でございますが、私の方では把握はしておりません。ただ、工事に入る前に警報器を付けますよと、当然事前に周知をさせていただいております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君）　これ21年度の工事に入る前に広報したというようなことでございますが、21年度前に設置した方もおるんですよ。要するに警報器の設置義務づけになりましたからというような様々な広報の中で、見てて、町で付けてくれないんだから自分で付けちゃったよというような方々もおりましたので、一応この話をしたわけでございます。

それから、もう一度保健福祉課長に聞くわけなんですけども、この福祉計画ですか、高齢者保健福祉計画の中で日常生活用具の給付というようなことで、これも火災報知器の給付を行います。ある程度の自分の負担はありますけども、設置の給付を行いますというふうなことでなっておりますけども、これの周知はどうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君）　質問にお答えをいたします。

町の広報等を活用しまして、一連の事業につきまして、昨年度は12月号でしたが、2ページにわたって細部のそういった事業の内容をお知らせしたところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君）　まだ当事者からは設置を頼みたいというような報告はないということですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えいたします。

平成22年度の町の予算におきまして、平成19年、平成20年時に町で実施しました福祉灯油助成事業のような形で助成の中で、高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしを対象にしまして、町民税非課税世帯を対象にこの火災警報器設置につきまして助成を行っていきたいということで予算を計上しております。そういった中で、それを利用されますと町で無償でできますので、今後、該当者を洗い出しながら対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 是非よろしくお願ひしたいと思います。なぜ、この福祉関係というのは、なかなかお金もかかるし大変なことでございますけれども、いちばん生活弱者のための福祉計画なんでありますから是非とも国ではコンクリートから人へというようなことになっておりますけれども、様々な計画を策定するに当たりまして、アンケート調査を実施するわけですが、私は、一番手を差し伸べて喜ぶというような形での計画を立ててもらいたいというような思いでおりますので、是非とも紙より人へというような形で福祉政策を進めていただきたいと、そのような思いで質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。

まず、質問に入る前に、全くの私のミスで一般質問の通告書の内容が全く意味の通じない文章になっているので、訂正方お願いしたいと思います。それは、1行目に書いてある「町内の無数の小川に無水の水車」というふうに書かれていますが、これは全く私の粗忽者の表れでして、これは「無数の」という意味に変更をお願いしたいと思います。どうも失礼いたしました。

それでは、質問に入らせていただきます。14番 遠藤宗弘です。私は日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回2点について当局の考えを質したいと思います。

総選挙以後の民主党政権は、国民の圧力で部分的には前向きの施策も行うが、肝心要の点では国民の期待を大きく裏切りつつあります。後期高齢者医療制度の撤廃先送り、労働者派遣法改正問題をめぐる使い捨て労働の温存、米軍普天間基地問題での公約からの重大な後退などとともに、政治と金の問題でも民主党は自浄能力を発揮することができないでいます。このように政府が右往左往している中で、住民の命と暮らしを守っていく自治体の役割はますます重要になってくるし、自治体そのものの能力も高めなければならないと私は考えているわけであります。県や国が正に政権が代わったことで右往左往しているわけですから、このような中でもいちばん住民と身近な地方自治体が、住民の暮らし、命を守るためにどうすべきかとい

うことについては、自らの頭で考えなければ住民の幸せを守ることはできないのではないかと思うわけであります。こういう点から私は、具体的には今、今議会の中でもいろいろと話題になっている環境問題、この問題の一つとして、それなら川俣町にある能力を発揮すればどのような事ができるのかという点から、小水力発電の実施をしてはどうかという問題について、当局の考えを質したいと思います。小水力発電というのは、あまり聞き慣れない言葉だと思いますので、一応の定義はあるんですが、小水力発電というのは、世界的には規模や何かはまだ決まっていないんですね。ヨーロッパなどでは小水力発電が1万キロワット以下というふうにいわれていますが、日本では電力業界が1,000キロワット以下を小水力として扱っているようであります。新エネルギー法の施行令が改正されて、これは2008年の4月施行になっているわけですが、これで新エネルギー法によると、1,000キロワット以下を新エネルギーに認定したこともあって、これを小水力としているというのが今の現状だろうと思います。そういう省水力発電というのはそういうものだという事の上に立って質問したいと思います。

川俣町には、峠の森公園の中に何の役にも立っていない大きな水車が回っているわけでありますが、川俣町では水車を使って仕事をしてきたという歴史が数々残されているわけであります。川俣町の自然エネルギーとして、無数に流れている小川を利用して小水力発電に取り組む考えがないかどうかを質したいと思います。エネルギー政策基本法が作られ、地方自治体にも責務が課せられているということは、もうご存じのとおりだと思います。川俣町の無数の小川に無数の水車を設置して、小水力発電を実施する考えがないかどうか。幸い当町には、町長が肝いりで作り上げたマテリアル交流会があります。この技術は、正に日本のトップクラスの技術を持っているわけでありますし、また、発電機のメーカーも川俣には存在しているわけであります。こういう技術を生かし、川俣の産業にも役立つということも含めて、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構などからの補助金も受けて、具体的な川俣の立地条件に合わせた水力発電、小水力発電を実施する考えはないかどうかを質したいと思うわけであります。例えば川俣なんかでは、私ら子どもの頃には広瀬川にもいくつもの水車場跡があったわけですし、飯坂の小学校の前などでは水車小屋があって、あそこでそばをついていたという歴史もあるわけです。こういうものはたくさんあるわけです。幸い、私は川のそばにずうっと子どもの頃から住んでいるわけですが、花塚山系、口太山系の水は真夏でも枯れることはまずありません。こういう水を巧みに使って田んぼに引いているわけでありますから、このエネルギーを使ってこの小水力発電というのはダムを造るとかなんかというものではありません。水の流れそのものを使って水車を回して発電する。極端なこと、いちばん簡単な話は自転車の発電機だって回せば発電するわけですから、この原理をきちんと使ってやるならば、正に無公害の電力を発電することができるわけですし、これを今の制度に基づいて電力会社に売るということも可能なわけでありますから、このような取り組みをする考えはないかどうかについて質しておきたいと思うわけ

であります。

二つ目の問題は、就学援助の充実をという問題であります。今、日本全国で生活保護世帯がピークに達しているわけであります。こういう中で、この経済危機と貧困が広がっている中で、子どもの就学を保障するセーフティネット、安全網である就学援助の支給が抑制されてきているわけであります。憲法26条で義務教育の無償化がうたわれているのに、実際には名ばかりになっている。民主党政権は、高校授業料の実質無償化を今国会の最大の目玉の一つとしていますが、義務教育のこの問題は放置されたままであります。小泉政権の三位一体改革で、準要保護者援助への国庫負担が2005年度から一般財源化されたことで、地方自治体の役割が高くなっています。当町では、新入学用品、修学旅行費などが削られているわけですが、経済危機が深まる中で子どもの就学保障は十分と言えるのか、当局の考えを質したいと思います。私が、この通告をした後に、実は私の記憶、私は、やっぱり町の財政を見るのには決算資料がいちばんいいと思って決算資料に基づいて質問通告しているわけですが、どういうわけか決算資料が勝手に削られて、例えば修学旅行費や新入学費がゼロになっているんですね、書かれてないんですよ。だから、恐らく支出されてないんだろうと私は思って質問をしたんですが、質問通告を見た担当者は、実は支出されているんですということを言われると、何を基準に議員は町の姿勢をつかめばいいのかということが非常に疑問になってくるわけであります。私もある程度議員生活をしているものですから、一から十まで担当課長にお尋ねしなければ分からないなどという議員ではいたくないと思って、資料に基づいて質問通告を出したんですが、ところが、そういう実態が明らかになった。この原因も含めて当局の考え方を質したいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目の小水力発電の実施について、町内の無数の小川に無数の水車を設置して小水力発電を実施する考えはないか。幸い当町にはマテリアル交流会や発電機メーカーがあるので、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構などからの補助を受けて取り組みを進めてはどうかとのご質問でございますが、近年、二酸化炭素排出量をいかに削減するかが世界的な規模で議論されており、それに伴い様々な新エネルギーの開拓や利用が検討されております。ミニ水力発電は、中小河川や用水路などの小さな高低差を利用した自然エネルギーとして期待されているものでございまして、自然環境への負担が軽くクリーンであること、太陽光発電や風力発電と比較してエネルギーの交換効率が良く安定した電力が得られること、機器の耐用年数が長いことなどのメリットがあると言われております。事業化に取り組む際の助成制度としましては、経済産業省関連の中小水力発電開発費補助金、中小水力発電建設利子補給制度、中小水力開発促進指導事業補助金などのメニューが用意されております。また、マテリアル交流会の会員の中には、このような技術に関連する機器の部品を製造している企業もありますので、今回いただきましたご提

案をマテリアル交流会にも紹介をさせていただき、今後の検討する機会をつくってまいりたいと考えております。

なお、３年前になりますか、川俣町出身の商社に勤めて電力部門の担当をされている方が、この中小河川を利用した水力発電について、特に峠の森のあそこの一帯についての賄うことができないかどうかについて来られたときがありました。見てもらった経緯があるんでありますけれども、あそこの電力を全部賄うことについては、あのままの状況では少し足りない話になりまして、具体的に申し上げますと、山の方のやつをそばやっている方に引きながら、その上で回すことができないかと。今の何とかの水車を利用できないかという話もしたんでありますけれども、ちょっとそこまではいかないもので終わっている経緯がございました。ただ、近年また、そのような動きがなり、しかも機器が本当に年々新たになってきておりますので、いわゆる省エネルギーで最大の電力を出すようなこともできるようなシステムになり、機械開発がされているというのも伺っておりますので、是非今回の件については関係機関の方に話をしながら、取り組む検討をしていきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、第２点目の「就学援助費の充実」について、当町においても新入学用品費、修学旅行費などが削られているが、経済危機が深まる中で子どもの就学保障は十分といえるのか、当局の考えはとのご質問でございますが、この就学援助費は、平成１７年度以降、国庫補助金制度から議員ご指摘のとおり一般財源化とされ、地方交付税によって措置されるようになったものでございます。平成１７年度以降につきましても、引き続き学用品費をはじめといたしまして、修学旅行費、新入学用品費、遠足を含めた校外活動費、給食費及び医療費等につきまして従来どおりの基準によりまして手当てをいたしております。なお、先ほど一般財源化に触れましたが、一般財源化されたことに伴いまして議員ご指摘がございましたが、当然、準要保護につきましては、学用品費、あるいは修学旅行費、遠足を含めた公害活動費等は一括されたものでございますので、支給項目もシンプルに表記するように考えまして、学用品費の項目の中にすべて一括含めまして一体化いたしたところでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、医療費につきましては、町において平成２０年度からは小学生の医療費の無料化、そして、本年度平成２１年度からは中学生の医療費の無料化を実施し、このことによりまして、準要保護の保護者に対する医療費の予算計上はいたしておりません。また、平成１９年４月からは学校給食が開始されまして、これに伴う給食費の助成につきましては、大変大幅な予算の計上をいたしたところでございます。これら給食費と医療費を除く助成費を、平成１３年度と平成２１年度見込み額を比較いたしますと、就学援助費にかかる予算の削減は行っておらず、年に支給率が上昇しておる現状でございます。教育委員会といたしましては、経済的に就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして、今後とも本制度の趣旨について学校や家庭

に十分に周知し、保護者が安心して子どもを就学させることができるように支援してまいる考えでございます。以上で、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 再質問をさせていただきたいと思います。

この小水力発電の実施の問題について、町長の方から検討したいということでの答弁があったわけですが、これの取り組みは私は町の特性に合った、町の技量での開発が必要なのではないかというふうに私は思っているんですよ。比較的川俣の水路というのは、流れが急なんですね。それだけに、例えば一定期間の距離があれば発電機を数多く設置することも可能なわけですね。1か所通り過ぎれば水のエネルギーというのは減速されるわけですが、それが非常に少ない流れになっているんじゃないかと思うんですよ。あと、幅も比較的狭いんですね。そういう特性に合った水車を作って、小型の発電機でどういうふうに設置するかという、これ技術的な問題は、やはり地元の技量を生かした取り組みをしなければならないんじゃないかなと思っているんですよ。例えば私、川の前に住んでいて広瀬川の流れは常に見ているんですが、大水が出ればパーンと水量が上がるんですね。あと、サッと引いちゃう。これ固定の水車だと回らなくなるんですね。フロート式の一定の水面に浮く水車を開発すれば、これは上がっても下がっても流されないように固定さえしておけばこれは可能なわけですね。そういうものを今、水車というと両側をコンクリで固めて、それに固定的に取り付けた水車というのが想像しがちなんですが、確かにそういう設置もあるだろうし、いろんなアイディアを出しながら、一つひとつのパーツを、例えば川俣の木材を使った水車もこれは可能だろうし、又はアルミ板とかステンレス板などを使ってやれば、これはサビもなくて非常に長く耐久力もあるというものも可能だろうと思うんですよ。こういうものを例えば水が多くて幅がこのぐらいのところにはこの水車とかというふうな、そういう開発まで、やはり町の技量を使って取り組んでいくということになれば、これは今これは学校課長なんかも身をもって体験していると思うんですが、例えば南小学校の屋根の開閉なんていうのはどうしても業者頼めば、とにかく膨大な金がかかる。実際に川俣精機に頼んだらば、恐らくサービスでやってくれたんだと思うんですよ。まだ直ってはいませんが、点検は、これサービスで大体やったんですよ。こういうことなんだと思うんですよ。地域のやっぱり技術力や何かを生かすと。だから、そういう取り組みが、やっていく体制がどう作っていくかということを当局として考えられるかどうかを質したいと思うんです。民間に頼むのは簡単ですから。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

南小学校のプールの屋根については、地元の企業の方で見ていただいたというふうなことで、大変感謝しております。今ご質問にありましたように、町内にもそれぞれの企業がございまして、私も今のような話について協議することは場があると思っています。今ご指摘ありましたような地元で開発することも含めた、この地

域に合ったそういったものについての取り組みについては、大変私も有意義なことだと思っておりますので、是非取り組みに向けて進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これも地元にあった取り組みを進めるということで、一定の規格を作ればいいんですね。このタイプとこのタイプとこのタイプと、こうすれば建物はマテリアル交流会のメンバーや何かが図面を起こして、Ⅰ型はこれですよ、Ⅱ型はこれですよ、Ⅲ型はこれですよということになれば、これは全国展開の販売まで可能になってくるんですよ。小水力発電というのは、まだ本当に全国的にもまだ始まったばかりくらいですから、大型の発電機はいくらでも水力発電というのはあるんですが、小水力という水をためないで水の流速だけで回す水車という発電というのは、まだ初歩的な段階ですから、これを開発してどうするかということを位置づければ、これは一つの企業ぐらいにやっぱりなっていけるんじゃないかというぐらいの問題なんですよ。どこでも環境問題というのは考えているわけですから、個人だってやる人も出てきているわけですから、そういう面も含めて、心棒をどこかに立てて、そこに周りの人たちが集まってもらってやれるという事務局体制がきちっとすれば、これはできるんだと思うんですよ。マテリアル交流会でなんとかやってくれといったら、これはできないですよ。これは産業課なり何なりが事務局になって、こういう事業をやりたいからどうでしょうと。それに技術力のある、例えば発電機設計に携わった人やなんかいっぱいいるわけですよ、川俣の町の中には。そういう人の能力やなんかも借りながらやっていくというような体制が、町当局が音頭を取ってでもやれるのかどうか、環境対策として。それはどういうふうに考えていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今のような話も受けながら、例えばモデル事業としてこうだというようなことも含めながら、各会員企業と話して提案をしていきたいなと思っております。今、大変企業の方も業績の回復といいますか、受注量の回復の兆しもありまして、このメーカーの方か、地元でもあります、忙しくなっているのも事実なんですありますが、そういった中であっても定例会を開催しながら、いろんな情報交換も行っておりますので、新たなこのような取り組みについても十分に協議する場はあります。ですから、チャレンジすることは皆さん喜ぶんじゃないかと思っておりますので、そういったことも含めてやっていきたい、そんな思いでおります。いろいろと企業の持っているノウハウ等もあると思いますので、皆さんの考えていることもいただきながら、この体系作りに取り組みたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 是非それを取り組んでいただきたいと思う次第であります。

二つ目の問題は、確かに準要保護に対する就学援助、これ給食問題が大きくなっ

てきていて、そのほかは逆に減っている部分もあるんですね。だから、今の時期この不況、これほど不況になってきている中で、これでいいのかという心配も実は見ていたんですよ。何年かずうっと調べてみたんですが、当局からもらった資料によっても、例えば学用品なんかの支給については小学校では52万7,019円出していたんだけど、20年では45万3,000円に減ってきているとか、あと、そういうむしろ少なくなっている。中学校なんかでは実質給食以外の面では修学旅行なんかだと19年度71万7,000円だったものが59万9,000円に減っているとかと、これは確かに生活対応や何かは違ってきているので、そういう現象が起こっているんだとは思いますが、ただ、今の日本の経済、就労状況からすると、減ってきているというのはちょっと心配なんです。そういう点では確かにいろいろと、総体では増えていますよ、確かに給食問題でパーンとはね上がっていますから。けれども一般財源化されることそのものが私は反対なんです、これは一般財源なんかで処理する問題じゃないわけですが、これは政府がそうやってやってくる中であっても、もうちょっと今のこの経済不況の中ですから、もうちょっと細かい目配りをしていただいて援助していくことが求められているんじゃないかなと思うんですが、この判断についてはどういう基準で援助がなされているのかを、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君）　答弁を申し上げます。

準要保護世帯に対します就学援助費の支出につきましては、毎年小学校並びに中学校の入学説明会の席上で各学校から、このような制度のあることをまず周知をしていただいているところでございます。また、そのほかホームページなどにも掲載し、この制度の周知をまずいたしております。これらに基づきまして、毎年、基本的には4月末を基準といたしまして申請の受付をしているところでございます。その申請書の用紙には、該当する理由としまして九つの申請の理由を記載しております。その一つといたしましては、生活保護の停止又は廃止の措置を受けた。二つ目、個人の事業税の減免措置を受けた。三つ目、市町村民税が非課税であった。四つ目、市町村民税の減免措置を受けた。五つ目、国民年金の保険料の免除措置を受けた。六つ目、国民健康保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた。七つ目、児童扶養手当の支給を受けている。八つ目、世帯構成貸付補助金による貸し付けを受けている。九つ目、公共職業安定所に日雇い労働者の求職申し込みをしているという9つでございます。10番目といたしまして、その他という項目を入れておきまして、これには今申しました九つの理由以外に該当する理由があれば書いていただき、民生委員さんにお世話になりまして調査をし、学校からも事情を聞きまして支給の決定をしているところでございます。以上、回答といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　今、課長の方からる説明があったんですが、私は、そういう細かいことは私は分からないんですが、例えば今、専業農家なんかだったらば、

ほとんどが赤字ですよ。ここでこういう専業農家の子どもたちや何かに対しては、本当に援助していかなければ大変だというふうな状態にあるんだと思うんですね。例えば今、200万ぐらいの収入で4人家庭で生活しているという現実もたくさんありますね、川俣に。これだとやっぱり暮らしは大変だし、これ本来ですと義務教育は無償だといっているながら学校には結構お金もかかる。こういう援助をきめ細かくやっていかないと、民主党政府がコンクリから人になんか言っているわけけども、実際には法律で義務教育無償だと言っているながら、高校授業料の無料化だという目玉でやっている。これ自体私はおかしいと思うんですがね。義務教育をもっと無償に、父母から一切金もらわないよと言った方が憲法に合致してくるんだと思うんですが、そういう立場でやはり今地域や学校の先生方がやっぱり見ていかないと、例えば現実にあるわけですよ。兄妹の運動着着ているからちょっと寒くても半ズボンきりはかれないんだということまで子どもとの対話の中から聞かせる面があるんですね。こういう現実もやっぱりきめ細かな援助をお願いしたいと思っています。そういう、いわゆる一律の杓子定規でない見方というのはされていないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

遠藤議員お質しのように、今、日本の社会状況というのは非常に苦しい家庭がたくさんございますし、これは本町においても同じでございます。ただいまこども課長が話しました一般的な基準を申し上げましたけれども、川俣町の教育委員会におきましては、そういう調査の中にたくさんの貧困者といえますか、非常に準要保護の申請をしてほしいという強い要望が参っております。そういう中には例えばその9項目に該当しなくても、例えば就学児童がたくさんいると、あるいはまだ乳飲み子もいると、父親が今失業中だと、そういうような家庭もございますので、一件一件につきまして十分に調査し、また民生委員及び児童委員ですね、この方々に実際にその状況を確認していただいて、別に意見書というのを取っております、確かにこの家庭は苦しいと、そういう事実があればその9項目に該当しなくても準要保護の認定をするというような措置もとっております。最近の例によりますと、非常に近年、川俣町の準要保護の受給者、認定者は多ございまして、例えば平成13年と単純に比較いたしますと、認定した人数で小学校におきましては平成21年度は13年度と比較いたしますと約3倍の認定者です。中学校におきましては5倍の認定となっておりますので、川俣町におきましては、かなり他町村よりは厚い保護をしているという状況でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 確かに一般財源化されたことによって、教育委員会でも苦しい立場に追い込まれるということは分かるんですが、子どもたちの教育をどう守るかという立場に立って、引き続き頑張ってもらいたいと。

あとは、この決算書ですね。決算書の問題については、私は形式や何かはあまり

変えてもらいたくないと思うんですよ。こういう項目や何かというのは、ずうっと何年も続いてきているんですよ。これがパサッと変えられちゃうと、継続的な町の予算の執行や何かの姿がつかみにくくなっちゃうんですね。こういう形が取られると、一つひとつの問題について、いちいち課長さんのところに行ってお尋ねしないと分からないということになってしまうんですね。私も一定期間議会にいるものですから、こんな細かい問題までいちいち聞いていたのでは恥ずかしいなんていうプライドも正直持っていますよ。資料が配付されているんだから、この資料で見れば分かるなと思って調べてみたら、いわゆる19年度にはちゃんと書いてあったものが20年度から抜けている、あらっ、抜けているということは、これ支給しないんだなというふうな理解、これでは全部書いてあるわけですから、そういう理解をせざるを得ないですね。だから、これは予算書とは違って、それほど厳格なものではないといわれればそれまでなんですが、議会にちゃんと予算の説明資料として公式に出されたものの書式や形態というのは、やはり継続していただきたいと思うんですが、その辺について当局の考えを質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁いたします。

確かに決算書の文面については、前にも成果の概要でもあったわけでありましてけれども、やっぱり町でやっている事業について一般財源化だと、そういうふうに括ってしまうと、今、細かいこと分からないわけです。じゃあ、少子化対策で何やっているんですかと、こういうことをいっているけれども、どこにも出ていないよということの指摘だと思うんですね。ですから、成果の概要等については前にもこうしたお質しは受けながら、直すようにしながら明確に分かるような成果の概要を作ろうということでおります。今質問でありましたようなことも含めて、最初のことについては予算書と決算書が連動していきますので、それについては今後検討の課題があるかと思いますが、特に成果の概要では明確に、その継続が分かるような対応はもっとしていく必要があると思って改善に取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） じゃあ、そういう点で是非、私のようなものでも理解できるような資料として配付していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程について議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員の方は議長室までご参集ください。

なお、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催したいと思いますので、暫時ここで休議いたします。

（午後3時23分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後4時30分）



○議長（佐藤喜三郎君）　ここで議事日程の追加についておはかりいたします。

議案第１７号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例」、議案第１８号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」、以上二つの議案について議案の訂正請求の申し出がありました。

以上２議案の訂正請求についてを追加日程第１から追加日程第２までとし、本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、以上２議案の訂正請求を追加日程第１から追加日程第２までとし、本日の日程に追加することに決定いたしました。



○議長（佐藤喜三郎君）　追加日程第１，議案第１７号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　議案第１７号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例制定請求」、川俣町美術館設置及び管理に関する条例の訂正請求についてご説明を申し上げます前に、本議案が訂正となりましたこととお詫び申し上げますとともに、今後は十分な確認を行い、提案をさせていただく所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

本議会に訂正の請求をいたします議案は、議案第１７号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例」についてであります。旧福沢小学校を活用して設置する川俣町美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものでありますが、精査の結果、条文の一部に文言の追加及び削除を必要とする箇所が生じたため、訂正をし、ご審議をいただくこととしたところでございます。なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決賜りますようお願いを申し上げまして、訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第１７号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例の訂正請求について」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１７号「川俣町美術館の設置及び管理に関する条例の訂正請求について」は、許可することに決定いたしました。

ここで訂正後の資料を配付願います。

（資料配付）

○議長（佐藤喜三郎君）　配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） それでは、訂正についてご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第 17 号、川俣町美術館の設置及び管理に関する条例の訂正について申し上げます。

まず、第 6 条第 2 項中、「運営委員会については」の後に「教育委員会が」を加えるものでございます。

次に、第 7 条第 2 項中、「選定委員会については」の後に「教育委員会が」を加えるものでございます。

次に、別表中、使用料の左欄「開館時間」を「開館時間内」とし、「午前 10 時から午後 4 時まで」を削除願ひたいと思ひます。使用料の下の方に記載されております備考欄をすべて削除するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。なお、議案の下線部分がありますが、分かりやすいように表示しましたが、本文にはついておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第 2，議案第 18 号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 18 号、川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例の訂正請求についてご説明を申し上げます前に、本議案が訂正となりましたこととお詫び申し上げますとともに、今後は十分な確認を行い提案をさせていただく所存でありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

本議会に訂正の請求をいたします議案は、議案第 18 号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例について」であります。公民館使用料の減免規定の見直しを行うため所要の改正をしようとするものでありますが、精査の結果、条文の一部に文言を追加する必要箇所が生じたため、訂正し、ご審議をいただくこととしたところであります。なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせていただきますので、ご審議のうえ可決賜りますようお願ひを申し上げます。訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例の訂正請求について」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例の訂正請求について」は、許可することに決定いたしました。

訂正後の資料を配付願ひます。

(資料配付)

○議長（佐藤喜三郎君） 配付漏れはありませんか。（なし）

それでは説明をお願いします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） それでは、訂正についてご説明申し上げたいと思います。よろしく願いをいたします。

議案第18号、川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例の訂正について申し上げます。

第4条第3項中、「又は町長が」の後に「別に」を加えるものでございます。通して読みますと、使用料の減免第4条のところで、「(3)その他町長が公益上特に必要と認めたとき10割又は町長が別に定める割合」ということになりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催いたします。それぞれ常任委員会室にご参集願ひ、付託議案等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長をお願いいたします。

明日10日水曜日は、午前10時から本会議を開き、一般議案の審議、採決、平成21年度補正予算、平成22年度当初予算の質疑、委員会付託等を行います。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時39分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野清一

同 署名議員 齋藤博美